

官報

号外 昭和三十四年三月十八日

午後三時四十分開議
○議長(加藤鑑五郎君) これより会議を開きます。

○第三十一回
国會衆議院會議録 第二十七号(その一)

昭和三十四年三月十八日(水曜日)

議事日程 第二十五号

第二 昭和三十二年度一般会計固
庫債務負担行為總書
第三 日本觀光協會法案（内閣提
出、參議院送付）
第四 総理府設置法の一部を改正
する法律案（内閣提出）

昭和三十三年度
般会計予備費使
総調書(その1)
昭和三十三年度
別会計予備費使
総調書(その1)

し、その文案は議長に一任する
の件(議長免議)

昭和三十二年度一般会計予備費使用
総調書(その2) 昭和三十二年度特別会計予備費使用
総調書(その2) 昭和三十二年度特別会計予算総則第
十三条に基く使用
総調書
昭和三十二年度特別会計予算総則第
十四条に基く使用

るを承
の求
件め詠

昭和三十二年度一般会計予備費使用
総調書(その2)
昭和三十二年度特別会計予備費使用
総調書(その2)

第一編 読書
昭和三十二年度特
るの件を求める

昭和三十二年度特別会計予算総則第十四条に基く使用
総調書
昭和三十三年度一般会計予備費使用
総調書(その1)
昭和三十三年度特別会計予備費使用
総調書(その1)

第一日程

十三
総調書

承諾
を求める件

昭和三十四年三月十八日

午後三時四十一分開議

○議長(加藤鑑五郎君) これより会議を開きます。

議員山村庄之助君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その文案は議長に一任するの件(議長発議)

○議長(加藤鑑五郎君) 御報告いたすことがあります。議員山村庄之助君は今十八日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

つきましては、同君に対し、院議をもつて弔詞を贈呈いたしたいと存じます。なお、この文案は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤鑑五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

つきましては、議長の手元において起草いたしました文案を朗読いたします。

衆議院へ議員山村庄之助君ノ長逝ヲ呈ス

この弔詞の贈呈方は議長において取り計らいます。

昭和三十二年度一般会計予備費使用 総調書(その2)	昭和三十二年度特別会計予備費使用 総調書(その2)	昭和三十二年度特別会計予算総則第 十三条に基く使用	昭和三十二年度特別会計予算總則第 十四条に基く使用	昭和三十二年度一般会計予算總則第 十四条に基く使用	昭和三十三年度一般会計予備費使用 総調書(その1)	昭和三十三年度特別会計予備費使用 総調書(その1)	昭和三十三年度一般会計予備費使用 別会計予算總則第 十四条に基く使用	昭和三十二年度一般会計予備費使用 別会計予算總則第 十四条に基く使用	昭和三十二年度一般会計予備費使用 別会計予算總則第 十四条に基く使用
君。	日程第一、昭和三十二年度一般会 計国庫債務負担行為総調書	○議長(加藤謙五郎君) 日程第一、昭 和三十二年度一般会計予備費使用総調書(その2)外五件(承諾を求める件)、日程第二、昭和三十二年度一般会計国 庫債務負担行為総調書、右七件を一括して議題といたします。委員長の報告書を求めます。決算委員会理事高橋英吉	(承 認の件)						

日本観光協会法	
第一章 総則(第一条—第七条)	目次
第二章 会員(第八条—第十一条)	第四条 協会は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。
第三章 役員(第十二条—第十九条)	(定款)
第四章 運営委員会(第二十条—第二十三条)	二 名称
第五章 業務等(第二十四条—第二十五条)	三 事務所の所在地
第六章 財務及び会計(第二十六条—第三十三条)	四 会員に関する事項
第七章 監督(第三十四条—第三十五条)	五 役員に関する事項
第八章 雑則(第三十六条—第三十七条)	六 運営委員会及び運営委員に関する事項
第九章 罰則(第三十八条—第四十二条)	七 業務及びその執行に関する事項
附則 第一章 総則	八 会計に関する事項
(目的)	九 その他協会の業務に関する重要事項
第一条 日本観光協会は、外国人観光旅客の來訪及び外国人観光旅客に対する接遇等の改善を促進することにより、国際観光事業の振興を図り、あわせて観光事業一般の健全な発達に寄与することを目的とする。	2 定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(事務所)	(登記)
第二条 日本観光協会(以下「協会」といふ。)は、法人とする。	第五条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
(法人格)	2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。
第三条 協会は、主たる事務所を東京都に置く。	(名称の使用制限)
第六条 協会でない者は、日本観光協会という名称を用いてはならない。	(民法の準用)
八十九号)第四十四条(法人の不法	

行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、協会に準用する。

るときはその職務を代理し、会員
が欠員のときはその職務を行う。

の規定により役員となることがで
きない者に該当するに至つたとき

2 協会は、必要な地に從たる事務所を置く」とがである。
(定款)

第一章 会昌

第八条 次の各号に掲げる者は、協

第一章 総則(第一条—第七条)
第二章 会員(第八条—第十条)
第三章 役員(第十一条—第十九条)

事項を規定しなければならない。

萬葉集

第四章 連營委員會（第二十條）

第五章 業務等（第二十四条・第

二十五条

第六章 財務及び会計（第二十六）

第七章
監督（第三十四条・第三

十五条)

第八章 雜則（第三十六條・第三十七條）

第九章 計則（第三十八條—第十七條）

十二

附則

目的 第一章 緯則

第一条 日本觀光協會は、外國人觀

光旅客の來訪及び外國人觀光旅客
ニ付する幾種等の攻等ニ見進一

に対する撤退等の改善を促進することにより、国際観光事業の振興

を図り、あわせて観光事業一般の

健全な発達に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条 日本觀光協會（以下「協會」）

（事務所）
といふのは、法人とする。
第三条 協会は、主たる事務所を東
京都に置く。

昭和三十四年三月十八日 衆議院会議録第二十七号(その一) 日本観光協会法案

業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(運営委員会)

第四章 運営委員会

第二十条 協会に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、三十人以内において定款で定める数の運営委員をもつて組織する。

3 運営委員は、定款で定めるところにより、会員が会員(会員が法人である場合には、その代表者又は代理人)のうちから選挙する。

4 委員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

(種類)

第二十一条 次の事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

一定款の変更

二 会費の額及び徴収の方法

三 その他定款で定める事項

2 運営委員会は、前項に規定するもののはか、会長の請間に応じ、協会の業務の運営に関する重要な項目を調査審議する。

(議長)
第二十二条 運営委員会に議長を置き、運営委員がこれを互選する。議長は、運営委員会の会務を總理する。

3 運営委員会は、あらかじめ、運営委員のうちから、議長に事故が

ある場合にその職務を代行する者を定めておかなければならぬ。

(招集及び議事)

第二十三条 会長は、運営委員会を招集し、及びこれに議案を提出する。

2 運営委員会は、運営委員の過半數が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 運営委員会は、出席した運営委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決するところによる。

(第五章 業務等)
(業務の範囲)
(予算等の認可)

第二十四条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝を行うこと。

2 外国人観光旅客に対する接遇の向上その他観光事業に関する業務の改善に関する指導を行うこと。

(決算)

第二十五条 協会は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表等)
(決算)
(予算等の認可)

第二十六条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終る。

(第六章 財務及び会計)
(事業年度)

2 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決するところによる。

(監督)

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(一時借入金)

2 協会は、運輸大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

(報告及び検査)

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(第七章 監督)

2 運輸大臣は、協会の監督する。

(第三章 財務)

2 運輸大臣は、協会の監督する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八章 雜則

(解散)

第三十六条 協会の解散について
は、別に法律で定める。

(運輸省令への委任)

第三十七条 この法律に規定するもののはか、この法律の施行に関する必要な事項は、運輸省令で定める。

第九章 罰則

(収賄等)

第三十八条 協会の役員又は職員は、その職務に関してわいいろを收受し、又は要求し、若しくは約したときは、三年以下の懲役にする。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

(過料)

第四十条 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(協会の設立)

第二条 運輸大臣は、協会の会長、副会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、副会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定によりそれ会長、副会長又は監事に任命されたものとする。

第五条 附則第三条第三項の同意をした者は、協会の成立の時において会員となつたものとする。

(財団法人国際観光協会等からの引継)

第六条 昭和三十年五月二十四日に設立された財団法人国際観光協会及び昭和二十二年六月三日に設立された社団法人全日本観光連盟は、当該寄附行為又は定款で定めることにより、設立委員に対し、協会においてこれらの法人の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、定款を作成して、運輸大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたときは、協会の役員又は職員は、その職務に處する。

3 協会の役員又は職員は、その職務に関し請託を受けて第三者にわいろを供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第二十四条に規定する義務以上とする者七人以上の同意を得なければならぬ。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受したわいいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

四 第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したときは。

五 第三十四条第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

四 第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したときは。

五 第三十四条第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

4 設立委員は、設立の準備を完了したときは、運輸大臣、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

4 前項の規定により財団法人国際観光協会又は社団法人全日本観光連盟が解散した場合におけるこれらの法人の解散の登記については、政令で定める。

4 全日本観光連盟の一切の権利及び義務は、協会の成立の時において協会に承継されるものとし、これらの法人は、その時において解散すればならない。

4 前項の規定により財団法人国際観光協会又は社団法人全日本観光連盟が解散した場合におけるこれらの法人の解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第七条 この法律の施行の際現に日本観光協会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第六条の規定は、当該期間内は、これららの者には、適用しない。

第八条 協会の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかるわらず、その成立の日に始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るものとする。

第九条 協会の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第二十七条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「協会の成立後運輸大臣の認可があつたときは、運輸大臣の認可を申請しなければならない。

第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

(登録税法の改正)

第十二条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本自転車振興会」の下に「日本観光協会」を、「自転車競技法」の下に「日本観光協会法」を加える。

第十二条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう改訂する。

第三条第一項第十号中「日本自転車振興会」の下に「日本観光協会」を加える。

第四条第一項第四十四号の十四の次に次の二号を加える。

四十四の十五 通訳案内業の試験を行うこと。

第二十八条の三中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

第二十九条第一項第六号中「及び日本自転車振興会」を「日本観光協会及び日本観光協会」に改める。

(地方税法の改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改訂する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び日本自転車振興会」を「日本自転車振興会及び日本観光協会」に改める。

(運輸省設置法の改正)

第十四条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改訂する。

第四条第一項中第四十四号の十一を削り、第四十四号の十一を第

四十四号の十二とし、第四十四号の十の次に次の二号を加える。

四十四の十一 日本観光協会を監督すること。

第四条第一項第四十四号の十四の次に次の二号を加える。

四十四の十五 通訳案内業の試験を行うこと。

第二十八条の三中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

第二十九条第一項第六号中「及び日本自転車振興会」を「日本観光協会及び日本観光協会」に改める。

(地方税法の改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改訂する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び日本自転車振興会」を「日本自転車振興会及び日本観光協会」に改める。

(運輸省設置法の改正)

第十四条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改訂する。

第四条第一項中第四十四号の十一を削り、第四十四号の十一を第

[報告書は会議録追録に掲載]

【堀内一雄君登壇】

○堀内一雄君 ただいま議題となりました日本観光協会法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の趣旨を簡単に申し上げます。

現在、わが国の観光事業に関するものは、財團法人国際観光協会及び社団法人全日本観光連盟の二団体が、おのおのの国際、国内観光を対象として事業の推進をいたして参ったのであります

が、かくのことく観光事業の振興に向け、両者を統合し一本となし、新たに運輸大臣の監督下に日本観光協会を設立して、観光事業を国家的見地より積極的かつ総合的に実施して、さらに多大の効果をもたらさんとするものであります。

第四点は、協会の行いますする業務が、外客の誘致、宣伝、外客の接遇の向上、観光に関する調査研究、並びに出版物の刊行を行うものであり、政府は、その業務の円滑な運営のため、予算の範囲内において補助金を交付することとなつております。

第五点は、監督についてであります。運輸大臣は、協会の業務に対し監督上必要な命令をなすことができ、報告をさせ、また職員をして事務所、事業所に立ち入り、検査をし得るよう規定し、監督上遺憾のないようにしておられます。

最後に、雑則といいましたして、本協会の解散については、別に法律で定めること、及び、この法律の規定するものほかに、この法律の施行上必要な事項は運輸省令に委任すること、並びに種々の罰則を規定いたしております。

○議長(加藤鑑五郎君) 採決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤鑑五郎君) 採決いたしました。

右、御報告申し上げます。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鑑五郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

四程第四 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(加藤鑑五郎君) 日程第四、總理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員会理事高橋頼一君。

館経営業者、並びに旅行あっせん業者及びその団体、他に定款で定める者を有資格者とし、その加入及び脱退は自由といたします。

第三点は、運営に関してであります。が、会員の中から選挙した三十人以内の運営委員をもつて運営委員会を組織し、定款の変更、会費の額及び徴収の方法についてその議決を経ることととめられ、その他会長の諸間に応じ、協会の運営委員会を代表して、観光事業の運営に關する重要な事項を調査審議いたすこととしたとしております。

が、その内容は会議録に譲ることといたします。

かくて、同十七日、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもつて可決いたしました。

なお、堀内一雄より、自由民主党並びに日本社会党を代表して、観光事業振興のため、本協会等に対して財政金融上の助成措置の強化拡充を要望する旨、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

かくて、同十七日、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもつて可決いたしました。

が、その内容は会議録に譲ることといたします。

明を聽取、三月十一日本付託となり、同月十日及び十七日質疑を行いました

が、その内容は会議録に譲ることといたしました。

本法案は、二月十六日予備付託となり、二月十九日政府より提案理由の説明を聽取、三月十一日本付託となり、同月十日及び十七日質疑を行いました

が、その内容は会議録に譲ることといたしました。

本法案は、二月十六日予備付託となり、二月十九日政府より提案理由の説明を聽取、三月十一日本付託となり、同月十日及び十七日質疑を行いました

が、その内容は会議録に譲ることといたしました。

本法案は、二月十六日予備付託となり、二月十九日政府より提案理由の説明を聽取、三月十一日本付託となり、同月十日及び十七日質疑を行いました

が、その内容は会議録に譲ることといたしました。

本法案は、二月十六日予備付託となり、二月十九日政府より提案理由の説明を聽取、三月十一日本付託となり、同月十日及び十七日質疑を行いました

が、その内容は会議録に譲ることといたしました。

本法案は、二月十六日予備付託となり、二月十九日政府より提案理由の説明を聽取、三月十一日本付託となり、同月十日及び十七日質疑を行いました

が、その内容は会議録に譲ることといたしました。

本法案は、二月十六日予備付託となり、二月十九日政府より提案理由の説明を聽取、三月十一日本付託となり、同月十日及び十七日質疑を行いました

が、その内容は会議録に譲ることといたしました。

総理府設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十四年一月二十八日

内閣総理大臣 岸 信介

総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案

害防止対策審議会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕
第三は固定資産評価制度調査会の設置でありまして、固定資産評価の現状には種々の問題がありますので、この審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

最初に、本案の要旨を申し上げます。ます、第一は皇居造営審議会の設置でありまして、現在宮内庁に置かれておる坂殿では、国際外交の復活等、国家的行事の増大した今日、とうていその必要を満たし得ないばかりでなく、両陛下の御住居になる御文庫も御住居として適当でありませんので、皇居を造営する必要があり、この際、一年の期間をもつて本審議会を設置し、皇居造営に関する重要な事項に関し広く各界有識者の意見を聞き、現代にふさわしい皇居を造営しようとするものであります。

三月十七日質疑を終了いたしましたところ、別に討論の通告もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(加藤錦五郎君) 採決いたしま

す。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤錦五郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第五は産業災害防止対策審議会の設置でありまして、中小企業における災害の激増等にも見られることと、最近、産業災害が年々増加の傾向を見せています。

第二は訴願制度調査会の設置でありまして、現行の訴願制度は、その基本となる訴願法が明治二十三年に制定未然に防止するため、この際、五年の期間をもつて本審議会を設け、これがされて以来全般改正の行われていないことにも明らかのように、行政の公正な運営と国民の権利救済をはかるための制度として幾多の不備、不統一があります。

本案は、一月二十八日当委員会に付託され、二月三日政府より提案理由の

皇居造営審議会	訴願制度調査会	固定資産評価制度調査会
内閣総理大臣の諮問に応じて皇居造営に關する重要な事項を調査審議すること。	内閣総理大臣の諮問に応じて訴願制度に關する重要な事項を調査審議すること。	内閣総理大臣の諮問に応じて固定資産税その他の租税の基礎となるべき固定資産の評価の制度に關する重要な事項を調査審議すること。
内閣総理大臣の諮問に応じて固定資産税その他の租税の課税の基礎となるべき固定資産の評価の制度に關する重要な事項を調査審議すること。	内閣総理大臣の諮問に応じて租税制度に關する重要な事項を調査審議すること。	内閣総理大臣の諮問に応じて産業災害防止対策に關する重要な事項を調査審議すること。
内閣総理大臣の諮問に応じて産業災害防止対策に關する重要な事項を調査審議すること。		

附則中第五項を次のように改め、第六項を削り、第七項を第六項とする。

附則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

理由

皇居造営に關する重要な事項、訴願制度改正に關する重要な事項、固定資産の評価の制度に關する重要な事項、租税制度に關する重要な事項及び産業災害防止対策に關する重要な事項について、それぞれ調査審議するための機関として、総理府に皇居造営審議会、訴願制度調査会、固定資産評価制度調査会、税制調査会及び産業災

害防止対策審議会は昭和三十五年三月三十一日まで、固定資産評価制度調査会は昭和三十六年三月三十一日まで、税制調査会は昭和三十七年三月三十一日まで、産業災害防止対策審議会は昭和三十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

昭和三十四年二月十八日 来院会議録第一七七号(その一) 総理府設置法の一部を改正する法律案 地方税法等の一部を改正する法律案外二案

昭和三十四年二月十八日 来院会議録第一七七号(その一) 総理府設置法の一部を改正する法律案 地方税法等の一部を改正する法律案外二案

りますので、これを公正かつ能率的に

制度調査会、税制調査会及び産業災

害防止対策審議会は昭和三十九年三月三十一日まで置かれるものと

する。

○議長(加藤錦五郎君) 荒船君の動議

に御異議ありませんか。

五五七

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたしました。委員長の報告を求めます。地方行 政委員長鈴木善幸君。

地方税法等の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔鈴木善幸君登壇〕

○鈴木善幸君 ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案外二件について、地方行政委員会に

おける審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

また、地方税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の内容は、第一に、地方税法の一部を改正したものであります

一部を改正しよとするものであります

す。

す。別途、国税の減税と相待ち、平年度七百億円の減税を行うことを目的として、零細負担の排除と負担の均衡化を重点とする地方税の減税を行った場合、個人事業税の基礎控除額を引き上げ、法人事業税の軽減税率の引き下げとその適用限度額の引き上げを行い、固定資産税の制限税率の引き下げと免稅点の引き上げを行ふ等、住民負担の軽減をはかるとともに、道路整備計画の推進に伴う道路財源の充実をはかるため、軽油引取税の税率を引き上げようとするものであります。

なお、所得税の減税に対応する住民の減税の減税は昭和三十五年度以降実施することとし、そのための所要の改正は明年度において行うこととしております。

第二は、地方財政法の一部を改正して、さきに述べました固定資産税の制限税率の引き下げに伴つて生ずる減収額について、さしあたり昭和三十四年度においては地方債をもつて補てんできる特例を認め、その元利償還金を国庫から補給することとしようとするものであります。

本案は、二月十六日本委員会に付託され、翌十七日青木國務大臣より提案理由の説明を聴取、自來、慎重審議しましたが、その詳細は会議録に譲ります。

次いで、本案並びに他の二法案のそれに対する反対、委員渡海元三郎君はそれに対して、委員綱繩彌三君より表されました。

討論に入り、委員阪上安太郎君は日本社会党を代表して本案並びに修正案に対しても可決、よつて本案は修正議決となりました。

べきものと決しました。また、附帯決議は全会一致をもつて可決せられました。

本件は、二月二十六日本委員会に付

託、翌二十七日青木國務大臣より提案

理由の説明を聴取、自來、慎重審議

しましたが、その詳細は会議録に譲ります。

本件

誤まりから、ぼろぼろに破れて大幅な後退を余儀なくし、文字通り彌縫的な減税案に墮してしまったという一言に尽きます。(拍手) ものでござります。

方税制の基本的な方でござりますが、なるほど、昭和三十年度をピークといたしまして、地方財政の赤字はようやく鈍化の傾向をたどっております。なお、三十二年度の決算において、赤字団体は全体の二七%で、その赤字額は三百六十六億円となつております。一方、黒字団体は全体の七三%でございまして、黒字額は三百六十六億円となつておる。そこで、財布のひもを締めるくせのある大蔵省あたりでは、この形式的に決算に現われた多くの問題が依然として解消されないままに残つてゐるのでござります。その一つといいたしまして、依然として地方は赤字たな上げのための再建債を発行し、償還期限の到来した地方債の借りかえ債の発行、交付公債の発行等、全く形式的な措置によつて赤字をおおい隠しはしているものの、その負担は当然後年度へ繰り越されているの

でございます。これを、一体、政府とか党はどう見ておられるのでありますか。また、普通会計の地方債は漸減の方策をとておりますが、なお毎年地方債の償還に必要な金額をこえて新規発行せざるを得ない状態でござります。現債額はすでに六千億円以上に上っているでございます。これまた、政府は一体どう見ておられるのでありますよ。また、公共事業については、特に国の負担率は引き上げられているでございまが、その他の公共事業は、地方財政の再建等のための臨時特例がこの三月三十一日限り廃止になるのでございまして、少くとも七十三億ないし百億円に近いところの歳入欠陥を地方にもたらすでござります。このような大問題を放置していることは、全く不謹慎であるといわざるを得ないのでございます。

行政水準についても、全く最低の水準にとどまっております。すなわち、府県道の未改良部分は総延長の七八・四%，橋梁のうち四四%が木橋であります。義務教育施設の不足坪数及び危険坪数の合計は必要坪数の二五・九%に過ぎず、不正常授業は小学校で一四%、中学校で一一%，高等学校では、これらの合計は必要坪数の二九・九%に達しているのでござります。その他、下水施設、屎尿処理、廐糞処理等については、特に行政水準はきわめて低く、非衛生的な処理方式を行なつてゐるもののが全体の五八%ないし八〇%に達しているのでござります。これを見ても、政府与党が言うごとく、行政水準の上昇などといふのはどこにも目出しえないので、全く百年河清を待つの情ない状態でござります。この反面、単独事業の伸びはわずかに七%、まさに地方自治はその自主性を失いつつあることは、きわめて重大でございます。國は、一兆四千百九十二億円、読みかえて「一兆ヨイクニ」でもよからぬけれども、地方は、一兆三千三百四十一億円、読みかえて「一兆サミシイ」といわざるを得ないような状態でございます。

戦後、地方自治については、国政呈位が明確になり、かつ、シャウブ勧告を契機といたしまして地方税財政は面目を一新したかの感がござりますが、依然これは形式的であります。すなはち、昭和三十二年度の地方税収入と国税収入の割合は、国が五五%で、地方は四五%であります。ところが、地方が最終的に使用するところの額は、地方交付税、國庫補助負担金、譲与税、それと國の直轄事業に対する地方負担額を差し引きすると、國が三七%で、地方が六三%と相なるのでござります。國は国税として五%の税率を吸い上げ、実質的には一八%を地方に戻さなければならぬのであって、私は、ここに現行税制度のからくりを見出します。この一八%こそは、地方自治の自主性をそこない、中央集権を助長せしめるものであり、陳情政治を作り上げ、忌まわしい汚職をいたさんものであります。同時に、官僚政治の腐敗と地方政治の腐敗を招来するものであり、すべての選挙における与党の援護射撃の道筋となるのであります。それが今日おなめごかしの思いつき減税となるのであります。これこそ、わが国民主政治のおそるべきガンであると、われわれは考えるであります。(拍手)

望しています。しかるに、政府と並んで、大企業、独占資本に対しても、經濟再建、生産拡充、輸出振興等の美名のもとに、各種の租税特別措置により、年間八百億円に上る非課税措置の大半はこれらに振り向け、手厚い保護を加えているのであります。が、一方で大衆に対する負担の軽減については、非常な出し惜しみをいたしているのがあります。特に、地方税の場合、有りなる税源はこれを国が優先的に取り上げて、その結果、地方自治体は、さらにその財政欠陥を地方住民に転嫁するのやむなきに至り、税外負担、超過課税の形で大衆を攻撃する悪循環を繰り返しているのでござります。(拍手)中小企業の事業税撤廃の熾烈な運動、トラック、バス業者等の揮発油税、軽油引取税増税反対の熾烈な運動、また、農村における固定資産税の負担過重の問題、飲食、宿泊に対する遊興飲食税の軽減の問題等々、いわばこのよくな收奪課税に対する大衆の反発、抵抗であります。

以上、このような今次改正案の基本的な錯誤に対し、私は断して納得することができないのであります。が、この法案に対する反対の第一点でございます。

次に、その個別的な内容について多くの欠陥があるので、日本社会党の要求に照らして批判をいたします。

今次改正案の内容について、ます事業税でございますが、これは、法人事業税のうち、五十万円以下の分については思い切って二%引き下げ、それが個人事業税とバランスがとれないといふのでありますならば、さらに個人事業税の税率を引き下げるににより、勤労所得の性格を持つ零細業者等の負担を軽減すべきであると考えるのであります。大企業に厚く零細企業に薄いやり方は許されないのであります。

また、固定資産税についてでございまして、税率を引き下げるにかかるが、制限税率の引き下げのほかに、さらに税率を一律二%引き下げるに、さらによることにより、農地や下級住宅に対する負担を軽減すべきであると考えるのであります。

軽油引取税の増税は、現段階においては実施すべきでない。地方の道路財源の増強はもとより必要ではございません。

次に、電気ガス税の非課税措置ですが、その負担をすべて自動車関係者に求ることは当を得ないし、ことに、

我が国の道路は、米国その他の戦勝国と異なりまして、戦争により徹底的に破壊されたものであるがゆえに、むし

て、その税源により一般消費者の税率を引き下げ、その負担を軽減すべきであります。

因して大衆に転嫁すべき性質のものは断じてないであります。(拍手)たとい五〇%の増税が二〇%に引き上げのあり、いわんや、運賃値上げを誘

はきわめて重大な問題であり、かつ、地方団体側と地方住民との減税に対す

る矛盾を解決するキー・ポイントであるので、減税による補てんは、独立税源

遊興飲食税でございますが、遊興飲食税は、免稅点をそれぞれ五百円、一千円に引き上げるべきであります。現行三百円、八百円では、おちよろし

一本が地獄と極楽の境目であります。全く、酒は涙であり、ため息であります。このよくな、家庭の延長とも見なすべき大衆飲食に対しては、思い切つ

た軽減をなすべきであります。

入場税であります。これは、現行では譲与税であるが、当初から、もはや

ち、今日では、取り上げたそのまままで地方に還元しているのであります。すみやかに地方税に移管すべきであります。

また、その課税の状態は、低い料金のものほど高率となつてゐることは不思議であります。納得ができません。こ

れはすみやかに是正すべきであります。

次に、電気ガス税の非課税措置でござりまするが、特定の大企業にのみその恩典に浴せしめ、そのしわ寄せを一般消費者に転嫁している現況は好ましくないでの、この際、これを廢止しま

す。

かかるわらず、政府与党は、これをはねかむりして何ら反省するところがな

かつたのでありますて、わが党の最も遺憾とするところであり、これがこの

法案に対する反対の第二点であります。

以上が、わが日本社会党の今次地方税法改正に対する税種別の要求である

ばかりでなく、同時にまた、国民大衆の減税に対する強い要望であつたにも

かかるわらず、政府与党は、これをはねかむりして何ら反省するところがな

かつたのでありますて、わが党の最も遺憾とするところであり、これがこの

法案に対する反対の第二点であります。

これをおこしまするに、今次的地方税法等の一部改正案は、地方に対する全

くの押しつけ減税案であり、住民に対する公約違反の選舉に當て減税案であ

り、場当たり的な思いつき減税であり、何

まず、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正

する法律案について申し述べます。

昭和三十年、地方財政の未曾有の赤字に対処するため、地方財政再建促進特別措置法が制定されて以来、累年に

わたる交付税率の引き上げ、あるいは

昭和三十一年より三ヵ年に及ぶ補助金

のいわゆる臨時特例等、地方財政に対する相次ぐ政府の諸施策は、まさにその効

果をおさめ、他面、経済の向上と地方

團体の積極的努力と相まって、近時、

地方團体の財政事情は漸次好転しつ

あり、その資金繰りは緩和せられ、決

算上もまた改善の跡が認められるに至つたのであります。しかしながら、

今なお多数の団体において超過課税を

実施し、また、年額二百五十億に上る

税外負担を課しているにもかかわらず、行政水準は依然として低位にあ

り、一方、累増する地方債約六千億の処理とあわせて、地方財政の眞の健全化に至るにはまだ道遠く、幾多の困難が存在することを痛感いたすものであります。他方、地方團体の固有の財源である地方税は、數次にわたり小規模の改正が加えられてきたのであります。

が、今なお地方住民にとって相当過重な負担となつてゐるものも少くなく、このため、その軽減は従前より強く要望されきたところであります。

わが党は、この住民の要望にこたえ、かつは前述せるがごとき地方財政

の実情をも勘案して、昨年の総選挙に

當り、国税、地方税を通じ、いわゆる

官報(号外)

七百億減税を行ふとともに、国及び地方の税源配分の調整をはかることを公約いたしたのであります。しかして、わが党のこの公約を最も忠実に実施に移さんとするのが、本二法案の改正にほかないものであります。(拍手)すなわち、事業税を中心とする地方税の減税額は、初年度において一百一億円、平年度実に二百三十五億円に達するものであり、一方、これが減収補てんのため地方交付税率の一%引き上げを断行して、もつて地方財政の運営に遺憾ながらしめんとするものであり、私たちの賛意を表するを惜しまざるところ申し上げます。(拍手)

次に、その内容について順を追つて申し上げます。第一が事業税であります。

わが党は、昨年の総選挙の際、個人事業税については、二十万円までの事業所得者は免税とすることを公約いたしました。今回の改正は、この公約すなわち、基礎控除を二十万円にまで引き上げることにより実行せんとするものであつて、この改正により免税の恩恵に沿する者七十七万五千人に及ぶ、全納税者百七十八万二千人の四三%に当り、その減税額は、初年度六十五億円、平年度は七十一億円に及ましては、軽減税率適用限度額を從来

の百万円より二百万円に引き上げるとともに、その税率も段階を分けておの移さんとするのが、本二法案の改正にほかないものであります。(拍手)すなわち、事業税を中心とする地方税の減税額は、初年度において一百一億円、平年度実に二百三十五億円に達するものであり、一方、これが減収補てんのため地方交付税率の一%引き上げを断行して、もつて地方財政の運営に遺憾ながらしめんとするものであり、私たちの賛意を表するを惜しまざるところ申し上げます。(拍手)

次に、その内容について順を追つて申し上げます。第一が事業税であります。

零細な資産所有者の税負担を軽減し、かつ経済の伸張に照応せしめるため、今回、土地、家屋及び償却資産の免税点をおのの引き上げんとするものであります。本改正により、土地については百二十四万人、家屋については百三十七万人といら膨大な人員がおのの免税の恩典に浴することとなる。零細な資産所有者の税負担を軽減し、かつ経済の伸張に照応せしめるため、今回、土地、家屋及び償却資産の免税点をおのの引き上げんとするものであります。本改正により、土地

については百二十四万人、家屋については百三十七万人といら膨大な人員がおのの免税の恩典に浴することとなる。零細な資産所有者の税負担を軽減し、かつ経済の伸張に照応せしめるため、今回、土地、家屋及び償却資産の免税点をおのの引き上げんとするものであります。本改正により、土地

については百二十四万人、家屋については百三十七万人といら膨大な人員がおのの免税の恩典に浴することとなる。零細な資産所有者の税負担を軽減し、かつ経済の伸張に照応せしめるため、今回、土地、家屋及び償却資産の免税点をおのの引き上げんとするものであります。本改正により、土地

については百二十四万人、家屋については百三十七万人といら膨大な人員がおのの免税の恩典に浴することとなる。零細な資産所有者の税負担を軽減し、かつ経済の伸張に照応せしめるため、今回、土地、家屋及び償却資産の免税点をおのの引き上げんとするものであります。本改正により、土地

については百二十四万人、家屋については百三十七万人といら膨大な人員がおのの免税の恩典に浴することとなる。零細な資産所有者の税負担を軽減し、かつ経済の伸張に照応せしめるため、今回、土地、家屋及び償却資産の免税点をおのの引き上げんとするものであります。本改正により、土地

については百二十四万人、家屋については百三十七万人といら膨大な人员がおのの免税の恩典に浴することとなる。零細な資産所有者の税負担を軽減し、かつ経済の伸張に照応せしめるため、今回、土地、家屋及び償却資産の免税点をおのの引き上げんとするものであります。本改正により、土地

については百二十四万人、家屋については百三十七万人といら膨大な人员がおのの免税の恩典に浴することとなる。零細な資産所有者の税負担を軽減し、かつ経済の伸張に照応せしめるため、今回、土地、家屋及び償却資産の免税点をおのの引き上げんとするものであります。本改正により、土地

置を講ずるよう、この際、政府の格段の善処を特に要望するものであります。す。(拍手)

最後に、地方税法の一部を改正する法律案について申し述べます。

本改正案は、さきに本院において可決されました国租税徵収法の改正と並んで、わが国租税徵収制度の画期的な改正の一環をなすものであります。しかしながらして、その改正の基本とするところは、地方税の地方團体の財源としての重要性にかんがみ、地方税優先主義のもとに租税徵収の確保をはかるとともに、他方、司法秩序を尊重し、個人の権利を不必要に不安に陥れることのないよう十分の配慮を加え、さらにまた、徵収の緩和措置等、徵収制度の合理化をはからんとするものであります。そこで、本改正は、徵収者たる地方團体はもとより、納税者たる住民も、また第三者も、いずれにとつてもきわめて合理的かつ適切妥当なる措置と申すべきであります。社会党は、遊興飲食税の大衆飲食並びに宿泊に対する免稅点の引き上げを強く要望しておられます。私どもも、その必要を認めるにやぶさめ

かでないのあります。しかししながら、今回の地方税の減税は府県税たる事業税を中心とするものであり、特に、昭和三十四年度にあつては、減税の大部が府県に集中されております。さらに同じ府県税收入たる遊興飲食税の減税を行うときは、府県財政にあまりにも深刻な打撃を与える結果となることはきわめて明白であり、私たちがあえて割愛せざるを得なかつたゆえんであります。社会党の方々は、遊興飲食税の減税を強く要望せられる上に、さらに同じ府県税收入たる軽油引取税の増徴についても、われわれの修正案以下に引き下げるか、はなはだしきに至つては一切増徴反対を唱えておられるのであります。かくのこときは全く府県財政を無視した所論と申さざるを得ないのであります。(拍手)

さらに、社会党は、これが減収補てんとして地方交付税率を一挙に二・五%引き上げ、三十%とすることを主張しておられます。御承知の通り、地方交付税は国家財政との関連において考慮されるべきものであります。昭和三十四年度一般会計予算はすでに去る三日本院を通過したのでありますが、明かる大幅な引き上げを一挙に行うこと三〇%に引き上げることは、とうてい至難と考えるのであります。また、かくの大幅な引き上げを一挙に行うこと年度国家財政において交付税率を一挙存するところであり、われわれは、こ

(拍手) 以上、私は、地方税法の一部を改正する法律案並びに地方交付税法の一部を改正する法律案については、わが党の修正案及び修正部分を除く原案に賛成して、私の討論といったします。(拍手) ○議長(加藤錦五郎君) これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。両案中、地方税法等の一部を改正する法律案の委員長の報告は修正、他の一案の委員長の報告は可決され、両案とも委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤錦五郎君) 起立多數。よつて、両案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

次に、地方税法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤錦五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

(農林水産委員長提出)
○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、農林水産委員長提出、漁港法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。
○議長(加藤鑑五郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(加藤鑑五郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。
漁港法の一部を改正する法律案といたします。提出者の趣旨弁明を許します。農林水産委員田口長治郎君。
漁港法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
昭和三十四年三月十八日
提出者
農林水産
委員長 松浦周太郎

第十九条の二 特定第三種漁港（第三種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの）については、國以外の者が行う漁港修築事業についても、その漁港修築計画は、農林大臣が第十七条第一項の漁港の整備計画に基いてこれを定める。この場合において、農林大臣は、当該施行者たるべき者の意見を徵し、その意見を尊重してこれを定めなければならない。

2 國以外の者が前項の漁港修築計画に基いて漁港修築事業を施行しようとする場合には、農林大臣の許可を受けなければならない。

3 農林大臣は、事情の変更その他の事由により必要があるときは、第一項の例により同項の漁港修築計画を変更することができる。

4 第一項又は前項の規定により漁港修築計画を定め又は変更しようとする場合には、前条第五項から第七項までの規定（第五項後段の規定を除く。）を準用する。この場合において同条第五項前段中「第一項又は第三項の場合において、漁港修築事業を施行しようとする者」とあるのは「第十九条の二第一項又は第三項の場合において、農林大臣」と、第七項中「当該施行者

漁港法の一部を改正する法律案

(特定第三種漁港の漁港修築計画等)

の社会党の主張には、残念ながら、今直ちに同意しがたいのであります。

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急案
(農林水産委員長提出)
漁港法の一部を改正する法律案

第十九条の二 特定第三種漁港（特定第一種漁港の漁港修築計画等）

たるべき者」とあるのは「國」とそれぞれ読み替えるものとする。

第二十条第五項中「前条第一項」を

「第十九条第一項」に改める。

第二十四条の四第一号中「第二十

一条第一項」を「第十九条の二第三項

の規定による変更があつたとき、第

二十二条第一項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前に漁港法第十九条第一項の規定により許可された漁港修築事業であつて改正後の漁港法第十九条の二第一項に規定する漁港に係るもの施行については、なお従前の例による。

水産業の振興上特に重要なものを特利用範囲が全国的な漁港のうち、第三種漁港とし、これが漁港修築計画は農林大臣が定めその整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

【田口長治郎君登壇】

○田口長治郎君 ただいま議題となりました漁港法の一部を改正する法律案について、提案理由を御説明申し上げます。

漁港法は、水産業の基本的な生産基礎である漁港を整備し、その維持管理を適正にすることを目的として昭和二

十五年に制定され、自來、全国にわた

り一千六百八十港の漁港が指定され、

このうち六百四十七港が整備計画に取

り入れられ、國は、これに対し年々相

当額の修築事業負担金あるいは補助金

を計上し、漁港整備事業の促進に努め

ており、その結果、三十四年度完成見

込みのものを加えますすると、今日まで

に百三十六港の漁港が整備され、水産

業の振興に貢献をいたしておりますこ

とは、御承知の通りであります。

漁港の種類には第一種から第四種ま

で、その位置、規模、利用度等

についての国の負担及び補助について、

によって格づけが行われ、その費用に

ついての国の負担及び補助について、

ある程度の格差をつけているのであり

ますが、その中にあって、利用範囲が

全國にわたる七十八港を第三種漁港と

して、その整備には相当の努力がなさ

れているのであります。しかしながら

、さらに、このよる第三種漁港中

にありますても、漁獲物の水揚高の多

い、国民经济に対する寄与の度合いか

ら見て、おのずから、そこには、漁港

としての機能、役割において頭角をぬ

きんでおり、今後の漁港対策上、一

般の漁港と同一に律するわけには参ら

ないとと思われるものありますことを

否定しがたいところでありますと、こ

のことにかんがみ、この際、第三種漁

港のうち、水産業の振興上特に重要な

ものを特定第三種漁港となし、この種

本方針である整備計画に基き、施行者の意見を尊重しつつ、農林大臣みずからが、総合的判断のもとに、さらに高度の技術的要因に考慮を払つて、その築計画を定めることが適當であると思料し、ここに本改正案を提出いたしました次第であります。

委員会においては、本日、この案を、委員会の成案として全会一致をもつて決定いたした次第であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御可

決あらんことをお願い申し上げます。

(拍手)

○議長(加藤錦五郎君) 採決いたしま

す。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(加藤錦五郎君) 御異議なしと

認めます。よつて、本案は可決いたしました。

(報告書受領)

一、昨十七日内閣を経由して首都圈整備委員会委員長遠藤三郎君から、首

都圈整備法(昭和三十一年法律第八

十三号)第十五条の規定に基く首都

圈整備計画作成及び実施状況報告書

を受領した。

(常任委員辞任)

一、昨十七日議長において、次の常任

委員の辞任を許可した。

午後四時五十三分散会

○議長(加藤錦五郎君) 本日は、これにて散会いたします。

(常任委員辞任)

一、昨十七日議長において、次の常任

委員の辞任を許可した。

午後四時五十三分散会

○議長(加藤錦五郎君) 本日は、これにて散会いたします。

(常任委員辞任)

一、昨十七日議長において、次の常任

委員の辞任を許可した。

午後四時五十三分散会

○朗読を省略した報告

(条約送付及び通知)

一、昨十七日国会において承認するこ

とを議決した次の件を内閣に送付

し、その旨參議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税

の回避及び脱税の防止のための日本

国とパキスタンとの間の条約の締結

について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税

の回避及び脱税の防止のための日本

国とノルウェーとの間の条約の締

結について承認を求めるの件

(報告書受領)

一、昨十七日内閣を経由して首都圈整備委員会委員長遠藤三郎君から、首

都圈整備法(昭和三十一年法律第八

十三号)第十五条の規定に基く首都

圈整備計画作成及び実施状況報告書

を受領した。

(常任委員辞任)

一、昨十七日議長において、次の常任

委員の辞任を許可した。

午後四時五十三分散会

○議長(加藤錦五郎君) 本日は、これにて散会いたします。

(常任委員辞任)

一、昨十七日議長において、次の常任

委員の辞任を許可した。

午後四時五十三分散会

○議長(加藤錦五郎君) 本日は、これにて散会いたします。

(常任委員辞任)

一、昨十七日議長において、次の常任

委員の辞任を許可した。

午後四時五十三分散会

社会労働委員
二階堂 進君
太倉和一郎君

農林水産委員
安倍晋太郎君
加藤常太郎君

八木 繁雄君
高橋 等君

中垣 國男君
野原 正勝君

福田 赴夫君
増田甲子七君

水谷良三郎君
加藤常太郎君

高橋清一郎君
塚田十一郎君

社会労働委員
二階堂 進君
太倉和一郎君

農林水産委員
安倍晋太郎君
加藤常太郎君

八木 繁雄君
高橋 等君

中垣 國男君
野原 正勝君

福田 赴夫君
増田甲子七君

水谷良三郎君
加藤常太郎君

高橋清一郎君
塚田十一郎君

社会労働委員
二階堂 進君
太倉和一郎君

農林水産委員
安倍晋太郎君
加藤常太郎君

八木 繁雄君
高橋 等君

中垣 國男君
野原 正勝君

福田 赴夫君
増田甲子七君

水谷良三郎君
加藤常太郎君

高橋清一郎君
塚田十一郎君

社会労働委員
二階堂 進君
太倉和一郎君

農林水産委員
安倍晋太郎君
加藤常太郎君

八木 繁雄君
高橋 等君

中垣 國男君
野原 正勝君

福田 赴夫君
増田甲子七君

水谷良三郎君
加藤常太郎君

高橋清一郎君
塚田十一郎君

内閣委員 綱島 正興君	瀬地 文平君	渡邊 良夫君	二階堂 進君
安倍晋太郎君	森 清君	中島 茂喜君	齋藤 邦吉君
高橋 等君	田村 元君	平井 義一君	床次 德二君
町村 金五君	小松信太郎君	鈴木 一君	大貫 大八君
地方行政委員 町村 金五君	森 清君	賀屋 興宣君	増田甲子七君
法務委員 綾部健太郎君	中村 梅吉君	松田 鐵藏君	大久保留次郎君
大蔵委員 木倉和一郎君	山村庄之助君	中村 梅吉君	樺名悦三郎君
農林水産委員 永山 忠則君	二階堂 進君	中村 梅吉君	樺名悦三郎君
八木 徹雄君	野原 正勝君	中村 梅吉君	樺名悦三郎君
商工委員 高橋 等君	安倍晋太郎君	中村 梅吉君	樺名悦三郎君
塚田十一郎君	加藤常太郎君	中村 梅吉君	樺名悦三郎君
福田 赶夫君	木倉和一郎君	中村 梅吉君	樺名悦三郎君
運輸委員 高橋清一郎君	野原 正勝君	中村 梅吉君	樺名悦三郎君
櫻井 奎大君	加藤常太郎君	中村 梅吉君	樺名悦三郎君
福田 赶夫君	木倉和一郎君	中村 梅吉君	樺名悦三郎君
通信委員 宇田 國策君	野原 正勝君	中村 梅吉君	樺名悦三郎君
中垣 國男君	塚田十一郎君	中村 梅吉君	樺名悦三郎君
建設委員 田中 龍夫君	橋本 正之君	中村 梅吉君	樺名悦三郎君
予算委員 椎名悦三郎君	松田 鐵藏君	中村 梅吉君	樺名悦三郎君
中曾根康弘君	水谷長三郎君	中村 梅吉君	樺名悦三郎君
床次 德二君	松田 鐵藏君	中村 梅吉君	樺名悦三郎君

(議案提出)			
一、昨十八日法務委員山村庄之助君は死去された。			
(議案提出)			
一、昨十七日議員から提出した議案は次の通りである。			
地方交付税法の一部を改正する法律案(安井吉典君外十名提出)			
一、今十八日委員長から提出した議案は次の通りである。			
漁港法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)			
(議案付託)			
一、昨十七日委員会に付託された議案は次の通りである。			
國際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八一号) 大蔵委員会付託			
(条約送付)			
一、昨十七日参議院に送付した条約は次の通りである。			
日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便約定の締結について承認を求める件			
一、去る十三日内閣から次の答弁書を受領した。			

衆議院議員竹谷源太郎君提出国土開発総貫自動車道建設に関する質問に対する答弁書			
国土開発総貫自動車道建設に関する質問に対する答弁書			
右の質問主意書を提出する。			
昭和三十四年三月四日			
提出者 竹谷源太郎			
衆議院議長加藤鈴五郎殿			
国土開発総貫自動車道建設に関する質問主意書			
一、昨十七日参議院に送付した内閣提案案は次の通りである。			
港湾運送事業法の一部を改正する法律案			
法律案			
一、昨十七日参議院に送付した内閣提案案は次の通りである。			
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件			
農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案			
一、昨十七日参議院に付託された議案は次の通りである。			
政府の経済政策特に国土開発政策の樹立にあたつては、投下した公共事業費、公共投融資による直接的な学校教育法等の一部を改正する法律案			
一、昨十七日参議院に付託された議案は次の通りである。			
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案			
(条約通知)			
一、昨十七日参議院送付の次の条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。			
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とパキスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件			
一、道路整備計画は、自動車輸送の飛躍的増加並びに高速自動車道の出現と自動車輸送の中・長距離性についての見解を伺いたい。			
一、道路整備計画は、自動車輸送の飛躍的増加並びに高速自動車道の出現と自動車輸送の中・長距離性についての見解を伺いたい。			
二、中央自動車道である東京から名古屋に至る間の建設について、学者その他に中央自動車道は規格の低い道路として建設し、高速自動車道は東海道沿いに建設すべきだという意見がみられるが、政府の見解はどうか。			

態に對処する陸運基本方針はあるのか。あればそれを明示されたい。			
二、国土開発総貫自動車道建設法は、日本に自動車による高速交通網を形成するための大幹線を定めたものである。しかして将来日本の道路網は総貫自動車道を大幹線とし、これに高速自動車国道又は一般自動車道、あるいは規格の高い一般道路をもつて表裏日本の重要地域を連絡する道路及びこれら高速交通網と連絡する都市内高速道路、国道、府県道、市町村道によつて構成されてそれらが一貫のようく組織網化されるべきものと思ふが、どうか。			
三、政府は、国土開発総貫自動車道建設法に定める稚内から鹿児島に至る総貫自動車道をどのような方針と計画で建設を進める考へであるか。またこれが建設にあたつては、東北開発計画、北海道開発計画、九州開発計画のバックボーンとして採用すべきであると思うが、政府はどう考えるか。			
四、中央自動車道である東京から名古屋に至る間の建設について、学者その他に中央自動車道は規格の低い道路として建設し、高速自動車道は東海道沿いに建設すべきだという意見がみられるが、政府の見解はどうか。			
右質問する。			

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長 加藤鏡五郎殿

衆議院議員 竹谷源太郎君 提出国土開発総貫自動車道建設に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員 竹谷源太郎君 提出国土開発総貫自動車道建設に関する質問に対する答弁書

昭和三十四年二月二十日に決定した道路整備五箇年計画は、わが

国の経済発展にともない予想される今後の交通情勢に対処して道路の整備を緊急に行い、もつて経済基盤の強化に寄与することを目的として定めたものであるが、これは、先に決定した新長期経済計画において明らかにした輸送力の増強に関する方策を基礎として、将来における輸送構造の変革を考慮し、かつ、道路輸送需要の急増と車両の大型化、行動範囲の伸長に対応して、交通量の多い個所で生産活動のあい路となる区間を重点的に整備するとともに、都市間道路網の整備と高速自動車道路の建設があわせて行うものとする同計画の方針にのつとり樹立したものである。

一 國土開発総貫自動車道が国土を縦貫する高速幹線自動車道であることは、國土開発総貫自動車道建

設法に明らかなところであり、また、道路法の体系においては、ま

すものでなければならぬと考

える。

速自動車国道は、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、一級国道及び二級国道は、高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、都道府県道は地方的な幹線道路網を構成するものと考

えられているが、これらの幹線道路を根幹として、すべての道路が組織的な網を構成するようすべきであると考える。

二 國土開発総貫自動車道は、國土を縦貫する高速幹線自動車道であるから、なるべくすみやかに各路線について調査を進め、その結果をまとめて、慎重に検討の上、計画を樹てる方針である。

右答弁する。

対策を決定したい。

なお、地域開発計画について

は、道路の整備を極めて重要なものとしてとり上げており、上記の検討の結果に従つて計画を進めたいと考えている。

なお、地域開発計画について

は、道路の整備を極めて重要なものとしてとり上げており、上記の検討の結果に従つて計画を進めたいと考えている。

四 國土開発総貫自動車道は、國土

の普遍的開発をはかり、画期的な産業の立地振興及び国民生活領域の拡大を期するとともに、産業発

展の不可欠の基盤たる高速自動車

交通網を新たに形成させるために

開設されるものであつて、その一部である中央自動車道の構造規格

は、もとよりこれらの目的に適合

衆議院会議録第二十五号(その一)中

正誤

四段 行 誤 正

四段 から(一〇) てん葉 てん葉

四段 六 報告徵取等 報告の徵取

五段 上げ、かつ 上げ、かつ、

若しくは決定」を「事業税額の更正若しくは決定の通知」に、「当該更正若しくは決定又は」を「当該第七十二条の三十三の二第四項の規定による通知に係る請求の理由がない旨の決定、当該課税標準額若しくは事業税額の更正若しくは決定又は当該」に改める。

第一百四十七条第一項第一号中「百二十インチ」を「三〇・四八メートル」に改める。

第一百八十一条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第一百八十三条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第一百八十四条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第一百八十五条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第一百八十六条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第一百八十七条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第一百八十八条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第一百八十九条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第一百九十条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第一百九十一条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第一百九十二条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第一百九十三条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第一百九十四条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第一百九十五条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第一百九十六条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第一百九十七条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第一百九十八条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第一百九十九条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第二百条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第二百一条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第二百二条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

第二百三条第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アルゴニ 年額 三十円」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のよう改めることとする。

附則第三十三条を次のよう改める。

(固定資産税の税率の引下げに伴う起債の特例)

第三十三条 昭和三十三年度において固定資産税を百分の二・一をとることをえる税率で課した市町村(市町村の区域の一部につき固定資産税を百分の二・一をとることをえる税率で課した市町村)を含む。以下同じ)で、地方税法等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第十二号)による改正後の地方税法第三百五十条の規定の施行により、昭和三十四年度において固定資産税を百分の二・一で課するもの(不均一課税市町村にあっては、固定資産税を百分の二・一をとることをえる税率で課した区域につき、昭和三十四年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附則

(個人の事業税及び固定資産税に関する規定の適用)

第二条 この法律による改正後の地方税法(以下「新法」という)第七十二条の二十一、第三百五十条及ぶ三百五十二条の規定は、昭和三十四年度分の減収額をうめるため、昭和三十四年度において、第五条の規定による政令で定める方法によつて算定した昭和三十四年度分の二・一の税率で課するもののは、固定資産税の税率の引下げによる政令で定める方法によつて算定した昭和三十四年度分の二・一をとることをえる税率で課するものとみなし、新法の規定(第七十二条の五第二号及び第三号の規定を除く)を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかわらず、一キロリットルにつき四千円とする。

(法人の事業税に関する規定の適用)

第三条 新法第七十二条の二十二及び第七十二条の四十八の規定は、昭和三十四年四月一日の属する事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税(新法第七十二条の六の規定により清算所得に対する事業税を課されない法人以外の法人の清算中の事業年度に係る事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき事業税を含む)から適用する。

第五条 この法律の施行の際、軽油引取税の特別徴収義務者以外の者が管理する貯蔵場等にある特別徴収義務者以外の販売業者の所有する軽油の数量が同一道府県内において一キロリットル以上である場合においては、当該販売業者がこの法律の施行の日に特約業者とのみならず、新法第七百条の七の規定にかかるらず、一キロリットルにつき四千円とする。

第六条 前条の場合において、軽油引取税は、申告納付の方法によるものとし、当該販売業者は、この法律の施行の日から起算して十五日以内に同条の規定により特約業者から行つた引取とみなされる軽油引取税の課税の課税標准量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該貯蔵場等に係る軽油を直接管理する販売業者の事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

第七条 道府県知事は、前項の場合における軽油引取税の税額が政令で定める額をとえるときは、政令で定めるところにより、当該販売業者の申請により、当該税額のうち当該政令で定める額をとえる部分について、三月以内の期間を限つて徴収猶予をすることができる。この場合において、必要があると認

めることは、道府県知事は、当該販売業者から担保を徴することができる。

3 新法第十六条の三第三項から第六項まで及び第十六条の四第二項から第五項までの規定は、前項の規定によつて徴収猶予を受けた納税者が担保を提供する場合及びその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付しない場合について準用する。この場合において、同法第十六条の三第三項中「前二項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第二号)附則第六条第一項」と、同法同条第六項中「第一項及び第二項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の表を次のよう改める。

4 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付しない場合」と、同法同条第四項及び第五項中「第六条の二」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第二項」と読み替えるものとする。

5 第七条 この法律による改正前の地方税法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた地方税について方税の取扱いは、なお従前の例による。

6 地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

7 地方交付税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第一条のうち第七百条の七の改正に関する部分中「一万二千円」を「一万四百円」に改める。
附則第四条及び第五条中「四千円」を「二千四百円」に改める。

地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	単位費用	警備員数
一 警察費	1 土木費	一人につき	三六・四〇八円	
2 橋りよう費	道路の面積	一平方メートルにつき	六・三〇円	
3 河川費	道路の延長	一メートルにつき	三・三〇円	
4 港湾費	橋りようの面積	一平方メートルにつき	二・七〇円	
5 その他の土木費	木橋の延長	一メートルにつき	一・三〇円	
人口面積	河川の延長	一メートルにつき	一・〇〇円	
の延長におけるけい留施設	港湾(漁港を含む。)における外かく施設	一メートルにつき	一・〇〇円	
の延長	港湾(漁港を含む。)	一メートルにつき	一・〇〇円	
人口	一につき	一につき	一・〇〇円	
につき	一平方キロメートル	一メートルにつき	一・〇〇円	
四十五・五八〇	三九・三〇元	三九・三〇元	三九・三〇元	三九・三〇元

道府県	三 教育費	1 小学校費	2 中学校費	3 高等学校費	4 その他の教育費	海岸保全施設の延長
五 産業経済費	教職員数	学校数	教職員数	学校数	生徒数	人口
1 農業行政費	農業行政費	農業行政費	農業行政費	農業行政費	農業行政費	農業行政費
農家数	耕地の面積	町村部人口	盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒の数	厚生労働費	生活保護費	人口
失業者数	工場事業場労働者数	人口	人口	社会福祉費	社会福祉費	人口
農家数	耕地の面積	一につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
につき	一戸につき	一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一戸につき	一戸につき	一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
五〇・四九〇	一・三七〇	一・三七〇	一・三七〇	一・三七〇	一・三七〇	一・三七〇
一八・四〇〇	一・一九〇	一・一九〇	一・一九〇	一・一九〇	一・一九〇	一・一九〇
一一・五五〇	一・一九〇	一・一九〇	一・一九〇	一・一九〇	一・一九〇	一・一九〇

		六 その他の行政費		林野行政費	
5 費		1 徴稅費		水産行政費	
4 都市計画費		2 恩給費		商工業費	
土地地区画整理事業の 施行地区の面積	1 土木費	3 港湾費	2 橋りよう費	1 土木費	一 消防費
人口	5 その他の土木 費	4 都市計画費	3 港湾費	2 橋りよう費	1 土木費
人口	人口	人口	人口	人口	人口
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一町歩につき	一町歩につき	一町歩につき	一町歩につき	一町歩につき	一町歩につき
八八一 六四四 二五五 二五八	八八一 六四四 二五五 二五八	八八一 六四四 二五五 二五八	八八一 六四四 二五五 二五八	八八一 六四四 二五五 二五八	八八一 六四四 二五五 二五八
元利償還金	災害復旧事業費の財 源に充てた地方債の財 元利償還金	道府県税の税額 恩給受給権者数	道府県税の税額 恩給受給権者数	道府県税の税額 恩給受給権者数	道府県税の税額 恩給受給権者数
面積	面積	人口	人口	人口	人口
一平方キロメートル につき	一平方キロメートル につき	一平方キロメートル につき	一平方キロメートル につき	一平方キロメートル につき	一平方キロメートル につき
三五五 三五五 三五五 三五五	三五五 三五五 三五五 三五五	二五 二五 二五 二五	二五 二五 二五 二五	二五 二五 二五 二五	二五 二五 二五 二五
一坪につき	一坪につき	一坪につき	一坪につき	一坪につき	一坪につき
三一〇〇〇〇〇	三一〇〇〇〇〇	一六七〇〇〇〇	一六七〇〇〇〇	一六七〇〇〇〇	一六七〇〇〇〇
四六六三	四六六三	一七三三	一七三三	一七三三	一七三三

三 教育費		市町村		4 中学校費		2 小学校費		1 小学校費	
		学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数
		学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数
4	厚生労働費	市部人口	一人につき	一校につき	一人につき	一校につき	一人につき	一人につき	一人につき
3	生活保護費	人口	一人につき	社会福祉費	一人につき	社会福祉費	一人につき	社会福祉費	一人につき
2	衛生費	人口	一人につき	1	1	2	3	4	5
1	労働費	失業者数	一人につき	農業行政費	農業行政費	農業行政費	農業行政費	農業行政費	農業行政費
5	産業経済費	農家数	一人につき	1	1	2	3	4	5
4	農業費	商工業の従業者数	一人につき	2	1	2	3	4	5
3	商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	3	1	2	3	4	5
2	その他の産業	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	6	その他の行政費	6	7	8	9
1	経済費	本籍人口	一人につき	1	1	2	1	1	1
10	特種賦税	世帯数	千円につき	1	1	2	1	1	1
9	戸籍登録	人口	一人につき	1	1	2	1	1	1
8	災害復旧費	世帯数	千円につき	1	1	2	1	1	1
7	その他の諸費	人口	一人につき	1	1	2	1	1	1
6	特種地方債償還費	面積	一平方キロメートル	1	1	2	1	1	1
5	特別措置債償還費	災害復旧費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	1	1	2	1	1	1
4	特定債償還費	元利償還金	一円につき	1	1	2	1	1	1
3	公共事業費等特定の債に係る元利償還金	元利償還金	一円につき	1	1	2	1	1	1
2	事業費等特定の債に係る元利償還金	元利償還金	一円につき	1	1	2	1	1	1
1	特定の債に係る元利償還金	元利償還金	一円につき	1	1	2	1	1	1
11	利債還金	利債還金	一円につき	1	1	2	1	1	1

第十二条第一項の表中

<p>四十一 等特 定公 共事 業費 に係 る元 利償 還金</p> <p>四十 一等 特定 公共 事業 費に 係る 元利 償還 金</p> <p>四十 一等 特定 公共 事業 費に 係る 元利 償還 金</p>	<p>昭和二十 一年度 から昭 和三十 年度ま での間 に発行 された ための 元利 償還 金</p> <p>昭和二十 一年度 から昭 和三十 年度ま での間 に発行 された ための 元利 償還 金</p> <p>昭和二十 一年度 から昭 和三十 年度ま での間 に発行 された ための 元利 償還 金</p>	<p>(1) 國庫の負担金を受け、若しくは受けないで施行した災害復旧事業に係る経費又は國の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため起きた地方債の当該年度における元利償還金</p> <p>(2) 國庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食による防除のための事業に係る経費又は國の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食による防除のため起きた地方債(以下「地盤沈下等対策事業債」という。)の当該年度における元利償還金</p> <p>(3) 國庫の負担金を受けて施行した特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十一条)第三条第一項の事業計画に基く事業に係る経費又は國の行う当該計画に基く事業に係る負担金に充てるため起きた地方債(以下「特殊土じよう対策事業債」という。)の当該年度における元利償還金</p>
--	---	--

債に事
国庫の負担金を受け、若しくは業に係る負担金に充てため起し事に受けた地方債及び国庫の負担金を受け、若しくは國の行う災害復旧事業に係る経費又は國の行う災害復旧事業に係る負担金に充てため起し事に受けた地方債及び国庫の負担金を受け、若しくは海岸侵食によくの地盤沈下の負担金に充てため起し事に受けた地盤沈下等に係る経費又は國の行う災害復旧事業に係る負担金に充てため起し事に受けた地盤沈下等に係るため起し事に受けた元利一債と

「正」を「当該密度補正」に改め、同項第三号中「前項第三号の補正」の下に「(以下「態容補正」といふ。)」を加え、「当該補正」を「当該態容補正」に改め、同項第四号中「前項第四号の補正」の下に「(以下「寒冷補正」といふ。)」を加え、「当該補正」を「当該寒冷補正」に改め、同条第十項中「前九項」を「前十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「前七項」を「前八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項第四号の」を「寒冷補正を行ふ」に、「同号」を「第四項第四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項第三号の」を「態容補正を行ふ」に、「同号」を「第四項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項第一号から第四号までの補正の」を「段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち」に、「第三項第三号の補正」を「態容補正」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

経費の種類		測定単位	補正の種類
の種類	の種類	警察員数	段階補正、密度補正、寒容補正及び寒冷補正
二 土木費	1 道路費	警察員数	段階補正、密度補正、寒容補正及び寒冷補正
5 その他の土木費	2 橋りょう費	道路の面積	橋りょうの面積
4 河川費	3 港湾費	河川の延長	橋りょうの延長
3 小学校費	2 中学校費	河川の面積	橋りょうの面積
2 高等学校費	1 教育費	河川の延長	橋りょうの延長
4 その他の教育費	5 人口	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長
盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	面積	港湾（漁港を含む。）における外かく施設	港湾（漁港を含む。）における外かく施設
教職員数	教職員数	種別補正	種別補正、寒容補正及び寒冷補正
生徒数	教職員数	密度補正、密度補正、寒容補正及び寒冷補正	密度補正、寒容補正及び寒冷補正
人口	密度補正、密度補正、寒容補正及び寒冷補正	種別補正、寒容補正及び寒冷補正	種別補正、寒容補正及び寒冷補正
盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	密度補正、密度補正、寒容補正及び寒冷補正	密度補正、寒容補正及び寒冷補正	密度補正、寒容補正及び寒冷補正

改める。

第三十二条第一項中「數値の補正」の下に「(以下「種別補正」という。)」を加え、同条第四項第一号中「前項第一号の補正」の下に「(以下「段階補正」という。)」を加え、「当該補正」を「当該段階補正」に改め、同項第二号中「前項第一号の補正」の下に「(以下「密度補正」という。)」を加え、「当該補

昭和三十四年三月十八日 衆議院会議録第二十七号(その二) 地方交付税法の一部を改正する法律案

4	都市計画費	1 消防費	一 農業行政費	五 総業經濟費	1 農業行政費	町村部人口
3	港湾費	1 土木費	2 橋りよろ費	2 林野行政費	2 水産行政費	人口
2	港湾費	1 道路費	道路の面積 道路の延長 橋りよろの面積	3 その他の行政費	3 商工行政費	工場事業場労働者数
1	港湾費	1 道路費	道路の面積 道路の延長 橋りよろの面積	4 その他の行政費	4 労働費	失業者数
				5 生活保護費	3 衛生費	
				2 社会福祉費	1 生活保護費	
				1 厚生労働費		

附 則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の地方交付税から適用する。

三 教育費		人口	
1 小学校費	市町村	児童数	段階補正、態容補正及び寒冷補正
2 中学校費	生徒数	学級数	態容補正及び寒冷補正
3 高等学校費	学校数	学校数	態容補正及び寒冷補正
4 その他の教育費	人口	人口	態容補正及び寒冷補正
5 厚生労働費	市部人口	市部人口	態容補正及び寒冷補正
6 農業経済費	農家数	農家数	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
7 産業行政費	商工業の従業者数	商工業の従業者数	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
8 商工行政費	人口	人口	段階補正、態容補正及び寒冷補正
9 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	林業、水産業及び鉱業の従業者数	段階補正、態容補正及び寒冷補正
10 戸籍住民登録費	本籍人口	本籍人口	段階補正、態容補正及び寒冷補正
11 徹稅費	世帯数	世帯数	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
12 その他の行政費	人口	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
七 災害復旧費	面積	面積	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
元利償還金 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の財			種別補正

理由

地方財政の現況にかんがみ、地方交付税の率を引き上げるとともに、単位費用を改訂し、測定単位の種類ごとに適用される補正の種類を法定する等地方交付税の算定方法を合理化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十四年三月二日

内閣総理大臣 岸 信介

地方税法の一部を改正する法律案

第一条の前に次の節名を加える。

第二条第一項第七号中「郵便をもつてする送付を含む。以下同様とする。」を削る。

第九条の前に次の節名を加える。

第二条第一項第七号中「郵便をもつてする送付を含む。以下同様とする。」を削る。

第九条の前に次の節名を加える。

第二条第一項第七号中「郵便をもつてする送付を含む。以下同様とする。」を削る。

第九条の前に次の節名を加える。

第二条第一項第七号中「郵便をもつてする送付を含む。以下同様とする。」を削る。

第九条の前に次の節名を加える。

第二条第一項第七号中「郵便をもつてする送付を含む。以下同様とする。」を削る。

第九条の前に次の節名を加える。

第二条第一項第七号中「郵便をもつてする送付を含む。以下同様とする。」を削る。

第九条の前に次の節名を加える。

第二条第一項第七号中「郵便をもつてする送付を含む。以下同様とする。」を削る。

第七節 地方税優先の原則及び

地方税と他の債権との調整(第十四条—第十一条の二十)

第八節 納税の猶予(第十五条—第十五条の九)

第九節 納税の猶予に伴う担保等(第十六条—第十六条の五)

第十節 還付(第十七条—第十七条の四)

第十一節 消滅時効(第十八条—第十八条の三)

第十二節 雜則(第十九条—第二十条の十一)

第十三節 罰則(第二十一条—第二十二条)

第十四節 連帶納稅義務(連帶納稅義務)

第十五節 地方団体の徴収金の連帶納

付義務又は連帶納入義務について

第十六節 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第十七節 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第十八節 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第十九節 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第二十節 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第二十一節 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

の徴収金(以下本章において「被相続人の地方団体の徴収金」といいう。)を納付し、又は納入しなければならない。ただし、限定承認を受けた相続人は、相続によつて得た財産を限度とする。

2 前項の場合において、相続人が被相続人の地方団体の徴収金を二人以上あるときは、各相続人は、前項の規定によるその相続分によりあん分して計算した額を納付し、又は納入しなければならない。

3 前項の場合において、相続人のうちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の額をこえている者があるときは、その相続人は、そのこえる価額を限度として、他の相続人が同項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入する責に任ずる。

4 前項の規定によつて承認する義務は、当該義務に係る申告又は報告の義務を含むものとする。

(相続による納稅義務の承認)

第九条の前に次の節名を加える。

第二条第一項第七号中「郵便をもつてする送付を含む。以下同様とする。」を削る。

が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収(滞納)を納付し、又は被合併法人が納付書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

2 前項の規定によつて承認する義務は、当該義務に係る申告又は報告の義務を含むものとする。

第三節 連帶納稅義務

(連帶納稅義務)

第十一条 地方団体の徴収金の連帶納

付義務又は連帶納入義務について

第十二条 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第十三条 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第十四条 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第十五条 共同事業の連帶納

が二人以上ある場合は、合併により設立した法人は、合併によつて消滅した法人(以下本章において「被相続人の地方団体の徴収金」といいう。)を納付し、又は納入しなければならない。

2 前項の場合において、被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収(滞納)を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

第四節 連帶納稅義務

(連帶納稅義務)

第十六条 地方団体の徴収金の連帶納

付義務又は連帶納入義務について

第十七条 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第十八条 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第十九节 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第二十条 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第二十一条 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第二十二条 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第二十三条 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

により設立した法人は、合併によつて消滅した法人(以下本章において「被相続人の地方団体の徴収金」といいう。)を納付し、又は納入しなければならない。

2 前項の場合において、被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収(滞納)を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

第五節 連帶納稅義務

(連帶納稅義務)

第十六条 地方団体の徴収金の連帶納

付義務又は連帶納入義務について

第十七条 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第十八条 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第十九节 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第二十条 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第二十一条 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第二十二条 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

第二十三条 共同事業の連帶納

付義務又は共同行為による納

付義務(連帶納稅義務)

。

昭和三十四年三月十八日 衆議院会議録第二十七号(その二) 地方税法の一部を改正する法律案

第六節 納税の告知等(第十三条—第十三条の三)

第五節 人格のない社団等の納税義務(第十二条—第十二条の二)

第四節 第二次納税義務(第十一条—第十一条の二)

第三節 連帶納税義務(第十条—第十条の二)

第二節 納税義務の承認(第九条—第九条の二)

第一節 通則(第一条—第八条)

第七節 地方税優先の原則及び

地方税と他の債権との調整(第十四条—第十一条の二十)

第六節 納税の猶予(第十五条—第十五条の九)

第五節 納税の猶予に伴う担保等(第十六条—第十六条の五)

第四節 還付(第十七条—第十七条の四)

第三節 消滅時効(第十八条—第十八条の三)

第二節 雜則(第十九条—第二十条)

第一節 連帶納稅義務(連帶納稅義務)

第七節 地方税優先の原則及び

地方税と他の債権との調整(第十四条—第十一条の二十)

第六節 納税の猶予(第十五条—第十五条の九)

第五節 納税の猶予に伴う担保等(第十六条—第十六条の五)

第四節 還付(第十七条—第十七条の四)

第三節 消滅時効(第十八条—第十八条の三)

第二節 雜則(第十九条—第二十条)

第一節 連帶納稅義務(連帶納稅義務)

第七節 地方税優先の原則及び

地方税と他の債権との調整(第十四条—第十一条の二十)

第六節 納税の猶予(第十五条—第十五条の九)

第五節 納税の猶予に伴う担保等(第十六条—第十六条の五)

第四節 還付(第十七条—第十七条の四)

第三節 消滅時効(第十八条—第十八条の三)

第二節 雜則(第十九条—第二十条)

第一節 連帶納稅義務(連帶納稅義務)

第七節 地方税優先の原則及び

地方税と他の債権との調整(第十四条—第十一条の二十)

第六節 納税の猶予(第十五条—第十五条の九)

第五節 納税の猶予に伴う担保等(第十六条—第十六条の五)

第四節 還付(第十七条—第十七条の四)

第三節 消滅時効(第十八条—第十八条の三)

第二節 雜則(第十九条—第二十条)

第一節 連帶納稅義務(連帶納稅義務)

第七節 地方税優先の原則及び

地方税と他の債権との調整(第十四条—第十一条の二十)

第六節 紳士の猶予(第十五条—第十五条の九)

第五節 紳士の猶予に伴う担保等(第十六条—第十六条の五)

第四節 還付(第十七条—第十七条の四)

第三節 消滅時効(第十八条—第十八条の三)

第二節 雜則(第十九条—第二十条)

第一節 連帶納稅義務(連帶納稅義務)

第七節 地方税優先の原則及び

地方税と他の債権との調整(第十四条—第十一条の二十)

第六節 紳士の猶予(第十五条—第十五条の九)

第五節 紳士の猶予に伴う担保等(第十六条—第十六条の五)

第四節 還付(第十七条—第十七条の四)

第三節 消滅時効(第十八条—第十八条の三)

第二節 雜則(第十九条—第二十条)

第一節 連帶納稅義務(連帶納稅義務)

第七節 地方税優先の原則及び

地方税と他の債権との調整(第十四条—第十一条の二十)

第六節 紳士の猶予(第十五条—第十五条の九)

第五節 紳士の猶予に伴う担保等(第十六条—第十六条の五)

第四節 還付(第十七条—第十七条の四)

第三節 消滅時効(第十八条—第十八条の三)

第二節 雜則(第十九条—第二十条)

第一節 連帶納稅義務(連帶納稅義務)

第七節 地方税優先の原則及び

地方税と他の債権との調整(第十四条—第十一条の二十)

第六節 紳士の猶予(第十五条—第十五条の九)

第五節 紳士の猶予に伴う担保等(第十六条—第十六条の五)

第四節 還付(第十七条—第十七条の四)

第三節 消滅時効(第十八条—第十八条の三)

第二節 雜則(第十九条—第二十条)

第一節 連帶納稅義務(連帶納稅義務)

第七節 地方税優先の原則及び

地方税と他の債権との調整(第十四条—第十一条の二十)

第六節 紳士の猶予(第十五条—第十五条の九)

第五節 紳士の猶予に伴う担保等(第十六条—第十六条の五)

第四節 還付(第十七条—第十七条の四)

第三節 消滅時効(第十八条—第十八条の三)

第二節 雜則(第十九条—第二十条)

第一節 連帶納稅義務(連帶納稅義務)

第七節 地方税優先の原則及び

<div data-bbox="53 83 69 986" data-label="

は、当該経営者と当該親族等とは、共同事業者とみなす。

第四節 第一次納稅義務

第十一一条 地方団体の長は、納税者又は特別役員の義務者（地方団体）

卷之三

に第十二条の二第一項及び第三項の規定は、第二次納稅義務者から第一項の納稅者又は特別徵收義務者に対する求償權の行使を妨げない。

同族会社の第一次納税義務

一 当該株式又は出資を再度換価に付してもなお買受人がないことを。

(無限責任社員の第一次納入義務)
第十二条の二 合名会社又は合資会社が地方団体の徴収金を滞納した

義務を有する者（以下「第二次徴収義務者」という。）から徴収しようとするときは、その者に対し、納付又は納入すべき金額、納付又は納入の場所その他必要な事項を記載した納入の通知書により告知しなければならない。

2 第一次納稅義務者が地方団体の徴収金を前項の納付又は納入の期

限までに完納しないときは、地方団体の長は、第十三条の二の規定により繰上徵取をする場合を除き、その期限後二十日以内に納付又は納入の催告書を発して督促しなければならない。

3 第二次納税義務者の財産の換価 は、第一項の納税者又は専別徵収

3 第二次納税義務者の財産の換価
は、第一項の納税者又は特別徵収
義務者の財産を換価に付した後で
なければ、することができない。

は右する。

第十一條の三 法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入しないで残余財産の分配又は引渡をしたときは、その法人に対し滞納処分をしてなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算人及び残余財産の分配又は引渡を受けた者（前条の規定の適用を受ける者を除く。以下本条において同じ。）は、当該滞納に係る地方団体の徴収金につき第二次納税義務を負う。ただし、清算人は分配又は引渡をした財産の価額を限度として、残余財産の分配又は引渡を受けた者はその受けた財産の価

第十一条の三 法人が解散した
ことによって、その法人に課された

場合
るべ
若し
取金
残余
とき
をし
とき
、清
引渡
用を
おい
地方
の価

(実質課税額等の第一次納稅義務) 第二回

(実質課税額等の第二次納稅義務) 第二十九条の五 満納者の次の各号に掲げる地方團体の徵収金につき納稅義務を負ふ。各号に掲げる者は同号に規定する収益が生じた財産(その財産の異動により取得した財産及びこれらの財産に基因して取得しなかつた財産(以下次条及び第十二条の七において「取得財産」という。)を含む。)を限度として、第二号に掲げる者はその受けた利益の額を限度として、それぞれその満納に係る地方團体の徵収金の第二次納稅義務を負ふ。

て課された市町村民税の所得割
二種の地方団体の徵収金(二種と

て課された市町村民税の所得割に係る地方団体の徴収金（これとあわせて課する道府県民税の所得割に係る地方団体の徴収金を含む。）若しくは個人の事業税に係る地方団体の徴収金、法人税法第三十一条の三の規定による計算がなされた所得に基いて課された道府県民税若しくは市町村民税の法人税割に係る地方団体の徴収金若しくは法人の事業税に係る地方団体の徴収金又はこの法律の第七十二条の四十三の規定により課された法人の事業税に係る地方団体の徴収金これらの規定により否認された納税者の行為（否認された計算の基礎となつた行為を含む。）に

号) 第三条の二若しくは第四十
六条の規定により課された所得
税の課税に付し、二課され二もの

(これとあわせて課する道府県民税の所得割を含む。)に係る地方団体の徴収金、道府県民税若しくは市町村民税の法人税割で課されたものに係る地方団体の徴収金又はこの法律の第七十一条の規定により課された法人税の課税に基いて課された法人税第七条の三の規定により課された法人税の課税に基いて課された法人税の課税の二条の二の規定により課された事業税に係る地方団体の徴収金その所得税、法人税又は事業税の賦課の基団となつた収益が法律上帰属するとみられる者

一 不動産賃貸の先取特権その他
質権と同一の順位又はこれらに
優先する順位の動産に関する特
別の先取特権(前条第一項第三
号及び第四号に掲げる先取特権
を除く。)

二 不動産売買の先取特権
三 借地法(大正十年法律第四十
九号)、第十三条、罹災都市借地
借家臨時処理法(昭和二十一年
法律第十三号)第八条又は接収
不動産に関する借地借家臨時処
理法(昭和三十一年法律第百三
十八号)第七条に規定する先取
特権

四 登記をした一般の先取特権
五 前条第二項の規定は、前項第一
号に掲げる先取特権について準用
する。

六 第十四条の十五 留置権が納稅者又
は特別徴収義務者の財産上にある
場合において、その財産を滞納処
分により換価したときは、その地
方団体の徴収金は、その換価代金
につき、その留置権により担保さ
れていた債権に次いで徴収する。
この場合において、その債権は、
質権、抵当権又は先取特権により
担保される債権に先づて配当す
るものとする。

七 前項の規定は、その留置権者
が、滞納処分の手続において、そ
の行政機関等に対し、その留置権
がある事実を証明した場合に限り
適用する。
(担保権付財産が譲渡された場合
の地方税の徴収)
八 第十四条の十六 納稅者又は特別徴
收義務者が地方団体の徴収金を滞
納した場合において、その者が譲
渡した財産でその譲渡により担保
収義務者がか他に地方団体の徴収
ならない。

金に充てるべき十分な財産がない
場合において、その者がその地方団
体の徴収金の法定納期限等後に登
記した質権又は抵当権を設定した
ときには、その者の財産を譲渡した
ときには、納稅者又は特別徴収
義務者の財産につき滞
納処分をしてもなおその地方団体
の徴収金に不足すると認められる
とき限り、その地方団体の徴収金
は、その質権者又は抵当権者から、
これらのがその譲渡に係る財産
の強制換価手続においてその質権
又は抵当権によつて担保される債
権につき配当を受けるべき金額の
うちから徴収することができる。

九 前項の規定により徴収すること
ができる金額は、第一号に掲げる
金額から第二号に掲げる金額を控
除した額をこえることができな
い。

一 前項の譲渡に係る財産の換価
代金から同項に規定する債権が
配当を受けるべき金額

二 前号の財産を納稅者又は特別
徴収義務者の財産とみなし、そ
の財産の換価代金につき前項の
地方団体の徴収金の交付要求が
あつたものとした場合に同項の
債権が配当を受けるべき金額

三 地方団体の長は、第一項の規定
により地方団体の徴収金を徴収す
るため、同項の質権者又は抵当権
者に代位してその質権又は抵当権
を実行することができる。

四 地方団体の長は、第一項の規定
により地方団体の徴収金を徴収す
る場合に限り、第三項の規定によ
る差押として滞納処分を続行する
ことができる。(この場合において、
地方団体の長は、運輸なく第二項
の告知及び通知をしなければなら
ない。)

五 第十一条第三項から第五項まで
及び第十三条の二の規定は、前項
の場合について準用する。

六 第十四条の十八 紳稅者又は特別徴
收義務者が地方団体の徴収金を滞
納した場合において、その者が譲
渡した財産でその譲渡により担保
しない。

七 第十二条の規定による告知又は前
項の規定の適用を受ける差押をし
(担保権付財産が譲渡された場合
の地方税の徴収)
八 第十四条の十九 買戻の特約のある
売買の登記、再充買の予約の請求
権の保全のための仮登記その他の
権利の登記(以下本条におい
て「買戻権の登記等」という。)が
されている譲渡担保財産のその買
戻権の登記等の権利者が滞納者で
あるときは、その差し押えた買戻

5 地方団体の長は、第一項の譲渡
に係る財産につき強制換価手続が
行われた場合には、同項の規定に
より徴収することができる金額の
地方団体の徴収金につき、執行機
関に対し、交付要求をすることが
できる。
(担保の目的でされた仮登記と地
方税)

六 第十四条の十七 紳稅者又は特別徴
收義務者を登記義務者(登記義務
者を含む。)として、債務不履行を
停止条件とする代物弁済の予約に
基く権利移転の請求権の保全のた
めの仮登記(仮登記を含む。以下
本章において同じ。)その他これに
類する担保の目的でされている仮
登記(質権、抵当権又は先取特権
についてされたもの及び地方団体
の徴収金の法定納期限等以前にさ
れていたものを除く。)がある財產
を差し押えた場合には、その処分
後にもその仮登記に基く本登記(本
登記を含む。)がされたときにおい
ても、その滞納処分による差押の
効力は失われない。

七 第一条の規定は、地方団体の徴
収金の法定納期限等以前に、担保
の目的でされた譲渡に係る権利の
譲渡担保財産として存続するものと
みなして、第三項の規定を適用す
ること。

八 第二項の規定は、地方団体の徴
収金の法定納期限等以前に譲渡
担保財産となつてゐる事実を、その財
産の売却決定の前日までに証明した場合
に、適用しない。この場合におい
ては、第十四条の九第三項後段及
び第四項の規定を準用する。

九 第二項の規定の適用を受ける譲
渡担保権者は、この法律中滞納処
分に関する罪及び滞納処分に関する
検査拒否等の罪に該当する規定の
適用については、納稅者又は特別
徴収義務者とみなす。

十 第二項の規定による告知又は前
項の規定による通知をしなければなら
ない。

十一 第十四条の十八 紳稅者又は特別徴
收義務者が地方団体の徴収金を滞
納した場合において、その者が譲
渡した財産でその譲渡により担保
しない。

十二 第十四条の十九 買戻の特約のある
売買の登記、再充買の予約の請求
権の保全のための仮登記その他の
権利の登記(以下本条におい
て「買戻権の登記等」という。)が
されている譲渡担保財産のその買
戻権の登記等の権利者が滞納者で
あるときは、その差し押えた買戻

三項の規定により差し押えたその買戻権の登記等のある譲渡担保財産を一括して換価することができること。

(地方税及び国税等と私債権との競合の調整)

第十四条の二十 強制換価手続において地方団体の徴収金が国税、他の地方団体の徴収金又は公課(以下本条において「国税等」という)及びその他の債権(以下本条において「私債権」という。)と競合する場合において、本節又は国税徴収法その他の法律の規定により、地方団体の徴収金が国税等に先立ち、私債権がその国税等におけるかつ、当該地方団体の徴収金に先だつとき、又は地方団体の徴収金が国税等におくれ、私債権がその国税等に先だら、かつ、当該地方団体の徴収金におくれるときは、換価代金の配当については、次に定めるところによる。

一 第十四条の二若しくは第十四条の三に規定する費用若しくは滞納処分費、第十四条の四に規定する地方団体の徴収金(国税徴収法第十一条に規定する国税を含む。)、第十四条の十五の規定の適用を受ける債権、この法律においてその例によるものとされる国税徴収法第五十九条第三項若しくは第四項(同法第七十一条第四項において準用する

二 地方団体の徴収金及び国税等並びに私債権(前号の規定の適用を受けるもの)の規定の適用を受ける債権又は第十四条の十三の規定の適用を受ける債権があるときは、これらの順序に従い、それぞれこれらに充てる。

三 地方団体の徴収金及び国税等並びに私債権の(前号の規定の適用を受けるものを除く)につき、法定納期限等(国税又は公課のこれに相当する納期限等を含む)又は設定、登記、譲渡若しくは成立の時期の古いものからそれぞれ順次に本節又は国税徴収法その他の法律の規定を適用して地方団体の徴収金及び国税等並びに私債権に充てるべき金額の総額をそれぞれ定める。

四 前号の規定により定めた地方団体の徴収金及び国税等に充るべき金額の総額を第十四条若しくは第十四条の六から第十四条八までの規定又は国税徴収法その他の法律のこれらに相当する規定により、順次地方団体の徴収金及び国税等に充てる。

五 第二号の規定により定めた私債権に充るべき金額の総額を民法その他の法律の規定により順次私債権に充てる。

(第八節 納税の猶予)

十六条 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が次の各号の一に該当する場合において、その該当する事実に基き、その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるところは、その納付し、又は納入することができるないと認められる金額を限度として、その者の申請に基

徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることを妨げない。

一 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他災害を受け、又は盜難にかかりたとき。

二 紳税者若しくは特別徴収義務者はこれらとの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

三 紳税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。

四 紳税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

五 前各号の一に該当する事実に類する事実があつたとき。

地方団体の長は、その地方税別徴収義務者につき、地方団体の徴収金の法定納期限（隨時に課する地方税については、その地方税を課すことができることとなつた日）から一年を経過した後、その納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し又は納入すべき地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その地方団体の徴収金の納期限内にされたその者の申請に基き、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合に

3 地方団体の長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、すでにその者につき前二項の規定により徴収を猶予したとき、又は前項の規定により徴収を猶予した期間とあわせて二年をこえることができない。
4 地方団体の長は、第一項若しくは第二項の規定により徴収を猶予したとき、又は前項の規定により徴収を猶予したとき、又は前項の規定により徴収を猶予した期間を延長したときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。前二項の申請につき徴収の猶予又は期間の延長を認めないとさる。また同様とする。

(徴収猶予の効果)

第五十五条の二 地方団体の長は、前条の規定により徴収を猶予した期間内は、その猶予に係る地方団体の徴収金について、新たに督促及び滞納処分(交付要求を除く)をすることができない。

2 地方団体の長は、前条の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予に係る地方団体の徴収金につき差し押えた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請により、その差押を解除することができる。

収金につき差し押えた財産のうち
に果实を生ずるもの又は有価証
券、債権若しくは無体財産権等
(国税徴収法第七十二条第一項に
規定する無体財産権等をいり。以
下第十六条の四第十項において同
じ。)があるときは、第一項の規定
にかかわらず、その取得した果实
又は第三債務者等(国税徴収法第
七十二条第一項に規定する第三債
務者等をいり。以下第十六条の四
第十項において同じ。)から給付を
受けた財産のうち金銭をその贈予
に係る地方団体の徴収金に充て
ことができる。

税若しくは市町村民税の法人税額額又は事業税額の二分の一に相当する金額以下の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額について、当該道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税に係る第五十三条第一項若しくは第三百二十二条の八第一項若しくは第二項又は第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項、第七十二条の二十七第一項若しくは第七十二条の二十八第一項に規定する申告書の提出期限内に徴収の猶予の申請書を地方団体の長に提出し、かつ、当該道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額のうち徴収の猶予を申請した税額以外の部分の税額をその納期限内に完納したときは、当該徴収の猶予を申請した税額について、当該提出期限から三月を限度としてその申請に係る期間、これらの規定にかかわらず、徴収を猶予するものとする。

2 前項の申請書には、申請法人の名称、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及びその所在地、代表者(この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人でこの法律の施行地において事業を行なうもの(以下「外国法人」という。)にあつては、この法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者とし、人格のない社団等で代表者の定がなく、管理人の定があるものにあつては、管理人とする)の氏名、徴収の猶予を受け

ようとする道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額並びに徴収の猶予を受けようとする期間を記載しなければならない。

第十五条の四 第十五条又は前条の規定により地方団体の徴収金について徴収の猶予を受ける者が、次の各号のに該当するときは、地方団体の長は、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる。

一 第十五条第一項後段の規定により分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき。

二 第十六条第三項の規定により担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に用いる地方団体の長の求に応じないとき。

三 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

四 第十三条の二第一項各号の一に該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る地方団体の徴収金の全額を徴収することができないと認められるとき。

2 地方団体の長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消す場合に該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収額と比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきことによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

2 前項の規定により徴収の猶予を受ける者は、その所在地、代表者(この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人でこの法律の施行地において事業を行なうもの(以下「外国法人」という。)にあつては、この法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者とし、人格のない社団等で代表者の定がなく、管理人の定があるものにあつては、管理人とする)の氏名、徴収の猶予を受け

けた者の弁明を開かなければならぬ。ただし、その者が正当な理由がない限りでない。

3 地方団体の長は、前二項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨をその納稅者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

3 地方団体の長は、前二項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨をその納稅者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に差押を解除しなければならない。

2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

3 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

(延滞金額及び延滞加算金額の免除)

第十五条の九 第十五条第一項第一号、第二号若しくは第五号(同項第一号又は第二号に該当する事実

に該する事実に係る部分に限る)又は第十五条の七第一項の規定により徴収を猶予し、又は滞納処分の執行を停止した場合には、その猶予又は停止をした地方税に係る延滞金額又は延滞加算金額のうちその猶予又は停止をした期間に

対応する部分の金額は、免除する。ただし、第十五条の四第一項又は前項の規定による取扱いには、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額について猶予又は停止をした場合には、その猶予又は停止をした期間に

いて軽減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

二 納稅者若しくは特別徵收義務者の事業又は生活の状況によりその延滞金額又は延滞加算金額の納付又は納入を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

三 地方團体の長は、第一項の規定により担保を徴した場合において、その團体の徵收金につき差し押えた

財産があるときは、その担保の額を轉換する。ただし、その猶予をする金額からその

財産の価額を控除した額を限度とする。

四 特別徵收義務者の債務を猶予する。ただし、総理府令で定める様式による納付受託証書又は納入受託証書を納稅者又は特別徵收義務者に交付しなければならない。

五 電気ガス税

六 入湯税

七 特別徵收の方法によつて徵收する道府県法定外普通税又は市町村法定外普通税

八 娯樂施設利用税

九 遊興飲食税

十 木材引取税

十一 鋼油引取税

十二 電気ガス税

十三 入湯税

十四 特別徵收の方法によつて徵收する道府県法定外普通税又は市町村法定外普通税

2 前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る地方團体の徵收金につき差し押えた

財産があるときは、その担保の額を轉換する。ただし、総理府令で定める様式による納付受託証書又は納入受託証書を納稅者又は特別徵收義務者に交付しなければならない。

2 徵稅吏員は、前項の委託を受けたときは、総理府令で定める様式による納付受託証書又は納入受託証書を納稅者又は特別徵收義務者に交付しなければならない。

3 地方團体の長は、第一項の規定により担保を徴した場合において、その團体の徵收金につき差し押えた

財産があるときは、その担保の額を轉換する。ただし、総理府令で定める様式による納付受託証書又は納入受託証書を納稅者又は特別徵收義務者に交付しなければならない。

3 徵稅吏員は、第一項の委託を受けた場合において、必要があると認めた場合は、確実と認める金融機関にそ

の規定により差押を解除したとき

は、納稅者又は特別徵收義務者に對し、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求めることができる。

4 前項に定めるものほか、担保の提供について必要な事項は、政令で定める。

(納付又は納入の委託)

第一項の規定による徴收猶予する部分を除く)又は第十五条の五第一項の規定により徴收を猶予した

一 國債及び地方債

二 地方團体の長が確實と認める社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む)その他の有価証券

三 土地

四 保険に附した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械

五 鉄道財團、工場財團、鉱業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團、港湾運送事業財團及び道路交通事業財團

この場合において、その証券の取立につき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

1 娯樂施設利用税

2 遊興飲食税

3 特別徵收の方法によつて徵收する道府県法定外普通税又は市町村法定外普通税

4 電気ガス税

5 鋼油引取税

6 入湯税

7 特別徵收の方法によつて徵收する道府県法定外普通税又は市町村法定外普通税

8 娯樂施設利用税

9 遊興飲食税

10 木材引取税

11 鋼油引取税

12 電気ガス税

13 入湯税

14 特別徵收の方法によつて徵收する道府県法定外普通税又は市町村法定外普通税

各号に掲げるものの提供を命ずることができる。

1 娯樂施設利用税

2 遊興飲食税

3 特別徵收の方法によつて徵收する道府県法定外普通税又は市町村法定外普通税

4 電気ガス税

5 鋼油引取税

6 入湯税

7 特別徵收の方法によつて徵收する道府県法定外普通税又は市町村法定外普通税

8 娯樂施設利用税

9 遊興飲食税

10 木材引取税

11 鋼油引取税

12 電気ガス税

13 入湯税

14 特別徵收の方法によつて徵收する道府県法定外普通税又は市町村法定外普通税

の規定により当該市町村の個人の市町村民税とあわせて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者の過誤納金があるときは、道府県知事又は市町村長は、当該道府県又は市町村の地方団体の徴収金に係る過誤納金とみなして、それぞれ当該納税者又は特別徴収義務者の過誤納金をそれぞれ当該道府県又は市町村の地方団体の徴収金に係る過誤納金とみなして、それぞれ当該納税者又は特別徴収義務者の過誤納金があるときは、道府県知事又は市町村長は、当該道府県又は市町村の地方団体の徴収金に係る過誤納金とみなして、それぞれ當該納税者又は特別徴収義務者の過誤納金を納付し、又は納入すべきこととなつた道府県又は市町村の地方団体の徴収金に充當しなければならない。

3 前二項の規定による充當は、政令で定める充當をするに適するごとにとなつた時にさかのばつてその効力を生ずる。

4 地方団体の長は、第一項又は第二項の規定による充當をしたときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

(地方税の予納額の還付の特例)

第十七条の三 紳税者又は特別徴収義務者は、その申出により次に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入した金額があるときは、その還付を請求することができない。

一 紳付し又は納入すべき額が確定しているが、その納期が到来していない地方団体の徴収金を入すべき額の確定が確実である前項各号に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入された地方団体の徴収金の全部又は一

部につき、法律又は条例の改正その他理由によりその納付又は納入の必要がないこととなつたときは、その時において過誤納金が納付され、又は納入されたものとみなして、前二条の規定を適用する。

(還付加算金)

第十七条の四 地方団体の長は、過誤納金を第十七条又は第十七条の二第一項若しくは第二項の規定により還付し、又は充當する場合には、その過誤納金が納付され、又は納入された日の翌日から地方団体の長が還付のため支出を決定した日又は充當をした日(同日前に充當をするに適すこととなつた日があるときは、その日)までの期間に応じ、その金額百円につき一日三銭の割合を乗じて計算した金額(以下「還付加算金」という。)をその還付又は充當をすべき金額に加算しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除しなければならない。

一 地方団体の長が過誤納金があることを納税者又は特別徴収義務者に通知した場合において、その通知を発した日から三十日を経過する日までにその過誤納金の還付を請求しないとき。

二 最近において納付し、又は納入すべき額の確定が確実であると認められる地方団体の徴収金の請求があつた日までの期間。

3 法律第二十九号) 第五百九十四条の規定による差押がされた場合における過誤納金の返還請求権につき、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号) 第五百九十四条の規定による差押がされた場合における過誤納金の全部又は一

合において、同法第六百条第一項の命令がないとき。その差押がされた日の翌日からその差押の取消又は同項の命令があつた日までの期間。

付又は納入があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

(地方税の消滅時効)

第十八条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利(以下本節において「地方税の徴収権」という。)は、これを行使することができる日から五年を経過したときは、時効により消滅する。

2 前項第三号の規定により時効が中斷された場合には、その交付要求に係る強制換価手続が取り消されたときにおいても、なお時効中断の効力は、失われない。

(還付金の消滅時効)

3 地方税の徴収権の時効は、徴収の猶予又は差押財産の換価の猶予に係る地方団体の徴収金につき、その猶予がされている期間内は、進行しない。

(還付金の消滅時効)

第十八条の三 地方団体の徴収金の過誤納により生ずる地方団体に対する請求権及びこの法律の規定による還付金に係る地方団体に対する請求権(以下第二十条の九において「還付金に係る債権」という。)は、その請求をすることができる日から五年を経過したときは、時効により消滅する。

(異議の申立)

第十九条 第十一条第一項若しくは二第二項(第十六条の五第四項において準用する場合を含む。)の告知若しくは督促、第十三条の二第三項の線上徴収に係る告知、第十四条の十八第二項の告知、第十五

(異議の申立)

第二項(第十六条の四第五項において準用する場合を含む。)の告知若しくは督促、第十三条の二第三項の線上徴収に係る告知、第十四

(異議の申立)

十五条の四第三項(第十五条の六第二項において準用する場合を含む。)の通知、第十五条の八第二項の通知を受けた者は、これらの告

(異議の申立)

知、督促又は通知について不服が

間があるときは、その期間を除く。

(督

促又は納入があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

(地方税の消滅時効)

第十九条 第十一条第一項若しくは二第二項(第十六条の五第四項において準用する場合を含む。)の告知若しくは督促、第十三条の二第三項の線上徴収に係る告知、第十四

(異議の申立)

十五条の四第三項(第十五条の六第二項において準用する場合を含む。)の通知、第十五条の八第二項の通知を受けた者は、これらの告

(異議の申立)

知、督促又は通知について不服が

ある場合においては、その通知書、催告書又は告知書(以下本条において「通知書等」という。)の交付を受けた日から三十日以内に地方団体の長に異議の申立をすることができる。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の規定の適用について

は、同項の通知書等を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知書等の交付を受けた日とみなす。この場合において、同項の通知書等を受けた者が到達した日を立証することができるのは、その立証に係る日をもつて当該通知書等の交付を受けるべき日をもつて當該通知書等の交付を受けた日とする。

4 第一項の規定による異議の申立に対する地方団体の長の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつて理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第一項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。(書類の送達)

第二十条 地方団体の徴収金の賦課徴収又は異議の決定(これ微収還付)

に準ずるものと含む。)に関する書類は、郵便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。ただし、納稅管理人があるときは、地方団体の徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)又は還付に関する書類については、その住所、居所、事務所又は事業所に送達する。

2 交付送達は、地方団体の職員が、前項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

3 次の各号に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行なうことができる。

一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わぬ場合、その使用者その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付すること。

二 書類の送達を受けるべき者の他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受取を拒んだ場合、送達すべき場所に書類を差し置くこと。

三 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

(道府県税の賦課徴収の委任)

第二十条の三 道府県は、道府県税(道府県民税を除く。以下本条において同じ。)の賦課徴収に関する事務を市町村に委任する。

2 通常の取扱による郵便によつて第一項に規定する書類を発送した場合には、この法律に特別の定がある場合を除き、その郵便物は、

一 道府県税の納稅義務者又は特別徴収義務者の住所、居所、家屋

2 前項の場合における徴収は、嘱託を受けた徴稅吏員の属する地方

3 第一項の規定によつて徴収を嘱託した場合においては、嘱託に係る事務及び送金に要する費用は、嘱託を受けた徴稅吏員の属する地方団体の負担とし、嘱託に係る事務に伴う督促手数料及び滞納処分費は、嘱託を受けた徴稅吏員の属する地方団体の収入とする。

通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

5 地方団体の長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、あ

て先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならぬ。

(公示送達)

第二十条の二 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者

の住所、居所、事務所及び事業所に委任することについて、自

申請があつた場合において、自治

市町村に委任することについて、市町村に委任することについて、自治

府長官がその必要を認めて許可をしたこと。

道府県は、前項ただし書の規定によつて道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を市町村に委任した場合においては、当該市町村においてその事務を行なうために要する費用を補償しなければならない。

2 公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。

3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

2 この法律又はこれに基く条例に定める期間の計算について、その送達を受けるべき者

の住所、居所、事務所及び事業所が不明であり、又はこの法律の施行地にない場合には、その送達に代えて公示送達をすることができること。

道府県は、前項ただし書の規定によつて道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を市町村に委任した場合においては、当該市町村にお

いてその事務を行なうために要する費用を補償しなければならない。

3 前項の補償は、市町村の請求があつた日から、遅くとも、三十日以内にしなければならない。

2 公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨

を地方団体の掲示場に掲示して行う。

3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

り、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

三 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

4 第五十条第一項から第四項までを次のように改める。

個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県及び市町村の不利益に処分し又は、そ

れを明示しなければならない。

5 第四十一条第一項及び第三項

第六十一条第一項から第四項までを次のように改める。

個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処

分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県及び市町村の不利益に処分し又は、そ

れを明示しなければならない。

6 第四十八条第一項及び第三項

第六十一条第一項から第四項までを次のように改める。

「第十五条の三」を第六十六条第二項中「第十六条の六」を第六十四条中「第十六条の六」を第六十六条第二項中「第十六条の六」を第六十六条第二項中「第十六条の三」に改める。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴収吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴収吏員は、執行機関に対し、滞納者若しくは特別徴収義務者又

はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

6 第四十八条第一項及び第三項

第六十一条の規定の例によつて百四十二条の規定の例によつて行う道府県の徴収吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

7 第四十八条第一項及び第三項

第六十一条の規定の例によつて百四十二条の規定の例によつて行う道府県の徴収吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを見示した者

8 第四十八条第一項及び第三項

第六十一条の規定の例によつて百四十二条の規定の例によつて行う道府県の徴収吏員の帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを見示した者

9 第四十八条第一項及び第三項

第六十一条の規定の例によつて百四十二条の規定の例によつて行う道府県の徴収吏員の帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを見示した者

10 第四十八条第一項及び第三項

第六十一条の規定の例によつて百四十二条の規定の例によつて行う道府県の徴収吏員の帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを見示した者

11 第四十八条第一項及び第三項

第六十一条の規定の例によつて百四十二条の規定の例によつて行う道府県の徴収吏員の帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを見示した者

12 第四十八条第一項及び第三項

第六十一条の規定の例によつて百四十二条の規定の例によつて行う道府県の徴収吏員の帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを見示した者

13 第四十八条第一項及び第三項

第六十一条の規定の例によつて百四十二条の規定の例によつて行う道府県の徴収吏員の帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを見示した者

14 第四十八条第一項及び第三項

第六十一条の規定の例によつて百四十二条の規定の例によつて行う道府県の徴収吏員の帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを見示した者

「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項として、同項を同条第七項とし、同

条第一項を次のように改める。

1 法人等の道府県民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴収吏員は、第一項が第一次の公表期日等

2 不動産等についての公告から日から三十日を経過した日までに差押を要求をしなければならない。

3 不動産等についての処分、換価財産の買受代金の納付の期限

4 換価代金等の配当、換価代金の公表期日等

5 道府県の徴収吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの差押にかかるものに

6 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

7 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

8 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

9 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

10 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

11 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

12 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

13 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

14 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

15 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

16 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

17 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

18 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

19 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

その差押があつたことを知つた日から三十日を経過した日までに差押を要求をしなければならない。

2 不動産等についての処分、換価財産の買受代金の納付の期限

3 不動産等についての公表期日等

4 換価代金等の配当、換価代金の公表期日等

5 道府県の徴収吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの差押にかかるものに

6 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

7 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

8 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

9 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

10 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

11 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

12 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

13 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

14 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

15 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

16 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

17 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

18 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

19 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押によりすることができる。

の命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第六十八条の四 第六十八条の二第一項

一項第三号に掲げる处分に欠陥であることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当すると申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分に統いて行われるべき処分(以下本号において「後行処分」という。)がすでにに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が略微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさざることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一项の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第六十九条第一項から第三項まで

を次のように改める。

法人等の道府県民税の納稅者が

滞納処分の執行を免かれる目的で

その財産を隠蔽し、損壊し、道府

県の不利益に処分し、又はその財

産に係る負担を偽つて増加する行

為をしたときは、その者は、三

年以下の懲役若しくは五十万円以

下の罰金に処し、又はこれを併科

する。

2 納稅者の財産を占有する第三者が納稅者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十萬円以下の罰金に処する。

一 第六十八条第六項の場合におい

て、国税徵収法第一百四十二条の規定の例によつて行う道府県の徵稅吏員の質問に対しても答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第六十八条第六項の場合におい

て、國稅徵収法第一百四十二条の規定によつて行う道府県の徵稅吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは削る。

忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを持

呈示した者

第十七条及び第七十二条の二を

次のように改める。

(法人等の道府県民税に係る延滞

加算金)

第七十二条の四十九第四項中「第

十八条」を「第十七条の四」に改める。

第七十二条の五十一第一項中「第

六条」を「第十三条の二」に改める。

第七十二条の六十六第二項中「第

十六条の六」を「第十五条の三」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第七十二条の六十八第九項中「第

二項」を「第七項」に、「第七項」を「第

十二項」に改め、同項を同条第十四

項とし、同条第八項中「第一項」を

「第一項から第六項まで」に改め、同

項を同条第十三項とし、同条第七項

を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を

同条第十一項とし、同条第五項を同

条第十項とし、同条第四項中「第二

項」を「第七項」に改め、同項を同条

第九項とし、同条第三項を同条第八

項とし、同条第二項中「前項」を「前

六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改め

る。

事業税に係る地方団体の徵收金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徵稅吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

3 事業税に係る地方団体の徵收金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徵稅吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 徴收金につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徵稅吏員は、執行機関に對し、滞納に係る事業税に係る地方団体の徵收金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で國稅徵収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徵收金若しくは國稅の滞納処分又はこれ

一 滞納者が督促を受け、その督

促状を発した日から起算して十

日を経過した日までにその督促に係る事業税に係る地方団体の

徵收金を完納しないとき。

二 滞納者が線上徵収に係る告知により指定された納期限までに

事業税に係る地方団体の徵收金を完納しないとき。

三 第二次納稅義務者又は保証人に

ついて前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とす

る。

2 第二次納稅義務者又は保証人に

ついて前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とす

る。

3 事業税に係る地方団体の徵收金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徵稅吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 徴收金につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徵稅吏員は、執行機関に對し、滞納に係る事業税に係る地方団体の徵收金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押を

することができる場合において、滞納者の財産で國稅徵収法第八

十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徵收金若しくは國稅の滞納処分又はこれ

「第十六条」を「第十二条の二」に改める。

第七十二条の四十五第一項中「第

十六条の六」を「第十五条の三」に改める。

第七十二条の四十九第四項中「第

十八条」を「第十七条の四」に改める。

第七十二条の五十一第一項中「第

六条」を「第十三条の二」に改める。

第七十二条の六十六第二項中「第

十六条の六」を「第十五条の三」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第七十二条の六十八第九項中「第

二項」を「第七項」に、「第七項」を「第

十二項」に改め、同項を同条第十四

項とし、同条第八項中「第一項」を

「第一項から第六項まで」に改め、同

項を同条第十三項とし、同条第七項

を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を

同条第十一項とし、同条第五項を同

条第十項とし、同条第四項中「第二

項」を「第七項」に改め、同項を同条

第九項とし、同条第三項を同条第八

項とし、同条第二項中「前項」を「前

六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改め

る。

第七十二条の七第三項中「第七十

二条の六十八第一項」を「第七十二条

の六十八第六項」に改める。

二 第六十八条第六項の場合におい

て、國稅徵収法第一百四十二条の規定によつて行う道府県の徵稅吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは削る。

三 第一项の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

同条第十一項とし、同条第四項中「第二項」と「第七項」に改め、同項を同条第五項を同項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のよう改める。

不動産取得税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徵税吏員は、当該不動産取徴税に係る地方団体の徵収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る不動産取得税に係る地方団体の徵収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徵収に係る告知により指定された納期限までに不動産取得税に係る地方団体の徵収金を完納しないとき。

3 第二次納稅義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

不動産取得税に係る地方団体の徵収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滯納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県

4 滯納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る不動産取得税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりることができる。

6 前各項に定めるもののその他不動産取得税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。第七十三条の三十六の次に次の二条を加える。

(滞納処分に関する異議の申立て等の期限の特例)

第七十三条の三十六の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に因り欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに因する通知が到達しないことを含む)を理由としてする異議の申立て

(前条第七項の規定により異議の中立をすることができる期間を経過したものを除く。)は、同項の規定にかかるわざず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日)から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公示期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

五 前項の規定は、異議の申立てによる決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただだし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立てをする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

知事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押動産等の搬出及び換価の制限)

第七十三条の三十六の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立てをしたときは、その異議の申立ての係属する場合は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第七十三条の三十六の四 第七十三条の三十六の二第一項第三号に掲げる处分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立てがあつた場合において、その处分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立てを棄却することができる。

一 その異議の申立てに係る処分に統いて行われるべき処分(以下本号において「後行処分」という。)がすでに行われている場合において、その異議の申立てに係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼ

させることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の利益に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第七十三条の三十七第一項から第三項までを次のように改める。

不動産取得税の納稅者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納稅者の財産を占有する第三者が納稅者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときは、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納稅者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十三条の三十八の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七十三条の三十六第六項の

場合において、国税徴収法第百四十二条の規定の例によつて行

う道府県の徴税吏員の質問に対

して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七十三条の三十六第六項の

場合において、国税徴収法第百四十二条の規定の例によつて行

う道府県の徴税吏員の帳簿若し

くは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をし

たものを呈示した者

第七十三条の三十九を次のように改める。

第七十三条の三十九 削除

第七十三条の四十第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を

「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方

法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同

項各号を削る。

第七十九条第三項中「第一百一条第一項」を「第一百一条第六項」に改める。

第一百条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第一百二条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同

条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第

十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十

項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項各号の一に該当する場合は、當該娛樂施設利用税に係る滞納者が、同項を次のように改める。

二 第七十三条の三十九を次のように改める。

第七十三条の三十九 削除

第七十三条の四十第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を

「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方

法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同

項各号を削る。

団体の徴収金を完納しないと

ついて前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあ

るは、「納入又は納付の催告書」とする。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第一百二条の次に次の三条を加える。

二 第二次納稅義務者又は保証人に

の徴収金の納期限後第一項第一号

に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第

十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞

納に係る娛樂施設利用税に係る地

方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押を

することができる場合において、

一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知った日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 そ

の公売期日等

三 不動産等についての公告から

売却決定までの処分 换価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

二 滞納者が繰上徴収に係る告

知により指定された納期限までに娛樂施設利用税に係る地方

による差押がされているときは、當該財産についての交付要求は、

参加差押によりすることができ

る。

6 前各項に定めるものその他娛樂施設利用税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徵

收法に規定する滞納処分の例によ

る。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第一百二条の二、滞納処分について次の各号に掲げる処分に關し欠陥があ

ること（第一号に掲げる処分に

ついては、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由として滞

納に係る異議の申立（前条第七項の規

定により異議の申立をすることがで

きる期間を経過したもの）を除く。）は、同項の規定にかかるわら

ず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

二 第二条の三 国税徵収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないと理由として、その命令につき異議の申立をしたとき

は、当該財産の搬出又は換価をす

ることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

二 第二条の四 第二条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥がある

ことにより指定された納期限まで

に滞納者が繰上徴収に係る告

ことを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、

次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分に統いて行われるべき処分(以下「本号において「後行処分」といふ。)がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさざることが適当でないと認められるとき。

二 握出した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第百三十二条第一項から第三項までを次のように改める。

一 娯楽施設利用税の特別徴収義務者、申告納税者又は納税者が滞納

処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者、申告納税者又は納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者、申告納税者又は納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者、申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

一 次の各号の一に該当する者は、十萬円以下の罰金に処する。

2 第百二十二条の二第一項中「第十一条の二」を「第十五条」に改め、同条第二項中「第十六条の三(第二項を除く。)及び第十六条の四」を「第十六条、第十五条第四項、第十五条の二、第十五条の四、第十六条、第十七条及び第十八条並びに第十九条」に改め、同項後段を削る。

3 第百三十二条第二項を削り、同条第一項中「第一項」を「前項」に改め、て、国税徴収法第一百四十二条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対しても答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを作成した者

第百五条を次のように改める。

第一百五条 削除

第一項を同条第一項以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第一項を同条第八項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

遊興飲食税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府

県の徴税吏員は、当該遊興飲食税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

二 滞納者が督促を受け、その督

促状を発した日から起算して十

日を経過した日までにその督促

に係る遊興飲食税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

三 滞納者が繰上徴収に係る告知

により指定された納期限までに

遊興飲食税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 第百三十二条第二項を削り、同条第一項中「第一項」を「前項」に改め、には、同項第一号中「督促状」と

「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を

「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

3 遊興飲食税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る遊興飲食税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他遊興飲食税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

一 第百三十二条第二項を削り、同条第一項中「第一項」を「前項」に改め、には、同項第一号中「督促状」と

者の財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が線上徴収に係る告知により指定された納期限までに自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

三 第二次納税義務者又は保証人にについて前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

四 自動車税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条

六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

五 財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

六 前各項に定めるものその他自動車税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

七 第百六十七条の次に次の三条を加える。

(滞納処分に関する異議の申立ての期限の特例)

八 第百六十七条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む)を理由としてする十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条

三 第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立てがあつたときは、滞納処分は、続行する。本号において「後行処分」といふがすでに行われている場合において、その異議の申立てに係る処分に係る処分の違法が確微なものであつたときは、滞納処分は、続行する。その後行処分に影響を及ぼさせることができない。ただし、道府県知事がその異議の申立てに係る処分に係る処分の違法が確微なものであつたときは、滞納処分は、続行する。

九 第百六十九条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

一 换価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立てに係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

二 前項の規定による異議の申立てに係る異議の申立てが違法であること及び異議の申立てを棄却する理由を明示しなければならない。

三 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

四 第百六十八条第一項から第三項までの買受代金の納付の期限

五 不動産等についての差押 そ

第六百六十七条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡しの命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第百六十七条第六項の場合に

おいて、国税徵収法第一百四十一

条の規定の例によつて行う道府

県の徵稅吏員の帳簿若しくは書

類の検査を拒み、妨げ、若しく

は忌避し、又はその帳簿若しく

は書類で偽りの記載をしたもの

を呈示した者

第一百七十二条を次のように改める。

第一百七十三条を次のように改める。

第一百七十四条を次のように改める。

第一百七十五条を次のように改める。

第一百七十六条を次のように改める。

第一百七十七条を次のように改める。

第一百七十八条を次のように改める。

第一百七十九条を次のように改める。

第一百八十一条を次のように改める。

第一百八十二条を次のように改める。

第一百八十三条を次のように改める。

第一百八十四条を次のように改める。

第一百八十五条を次のように改める。

第一百八十六条を次のように改める。

第一百八十七条を次のように改める。

第一百八十八条を次のように改める。

第一百八十九条を次のように改める。

第一百九十条を次のように改める。

第一百九十一条を次のように改める。

第一百九十二条を次のように改める。

第一百九十三条を次のように改める。

第一百九十四条を次のように改める。

第一百九十五条を次のように改める。

第一百九十六条を次のように改める。

第一百九十七条を次のように改める。

第一百九十八条を次のように改める。

第一百九十九条を次のように改める。

第二百条を次のように改める。

第二百一条を次のように改める。

第二百二条を次のように改める。

第二百三条を次のように改める。

第二百四条を次のように改める。

し、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次の各号の一に該当するときは、道府県の徵稅吏員は、當該鉛区税に係る地方団体の財産を差し押さなければならぬ。

鉛区税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徵稅吏員は、當該鉛区税に係る地方団体の財産を差し押さなければならぬ。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徵稅吏員は、執行機關に対し、滞納に係る鉛区税に係る地方団体の徵收金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で國稅徵収法第八十一条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徵收金若しくは國稅の滯納処分又はこれら

の差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他鉛区税に係る地方団体の徵收金の滯納処分について、國稅徵収法に規定する滯納処分の例による。

2 前項の規定は、異議の申立てに対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立てをする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3 鉛区税に係る地方団体の徵收金の各号に掲げる処分に關し欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに關する通知が到達しないことを含む)を理由として滯納処分について異議の申立てを行つたときは、滯納処分は、続行することができる異議の申立て(前条第七項の規定により異議の申立てすること)がすぐに行われている場合において、その異議の申立てに係る処分に統じて行われるべき処分(以下本号において「後行処分」といふ。)がすぐに行われることである。

4 一 その異議の申立てに係る処分に統じて行われるべき処分(以下本号において「後行処分」といふ。)がすぐに行われている場合において、その異議の申立てに係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることができないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立てに係る処分

当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押があつたことを知った日)から三十日を経過した日

に係る財産が滞納者の所有に属してい無いことを理由として、その

命令を受けた第三者が、その命令

は、当該財産の搬出又は換価をする

命令につき異議の申立てをしたとき

に係る財産が滞納者の所有に属してい無いことを理由として、その

命令を受けた第三者が、その命令

は、当該財産の搬出又は換価をする

(差押動産等の搬出及び換価の制限)

第二百条の三 国稅徵収法第五十八

条第二項の規定の例による引渡の

命令を受けた第三者が、その命令

は、当該財産の搬出又は換価をする

命令を受けた第三者が、その命令

を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第二百一条第一項から第三項までを次のように改める。

鉱区税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠藏し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 紳税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二一条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二百条第六項の場合において、国税徴収法第一百四十二条の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対し答弁をせず、又は偽りの陳述をした者を次のように改める。

二、国税徴収法第一百四十二条の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対し答弁をせず、又は偽りの陳述をした者を次のように改める。

一 第二百条第六項の場合において、国税徴収法第一百四十二条の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対し答弁をせず、又は偽りの陳述をした者を次のように改める。

二、国税徴収法第一百四十二条の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対し答弁をせず、又は偽りの陳述をした者を次のように改める。

一 第二百三条を次のように改める。

第二百三条 削除

第二百三条第一項各号列記以外的部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督査をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第二百四条第一項各号列記以外的部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督査をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第二百四十四条第三項中「第二百五十三条第一項」を「第二百五十三条第五項」に改め、同項各号を削る。

第二百五十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百五十三条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二

項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第五項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第七項と同項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項と同項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項と同項とし、同条第一項を次のように改める。

二 不動産等についての差押をし、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

第二百三条を次のように改める。

第二百三条 削除

第二百三条第一項各号列記以外的部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督査をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第二百四十四条第三項中「第二百五十三条第一項」を「第二百五十三条第五項」に改め、同項各号を削る。

第二百五十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百五十三条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二

項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同項を同条第六項とし、同項を「第七項」に改め、同項を同条第七項と同項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第七項と同項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第七項と同項とし、同条第一項を次のように改める。

二 不動産等についての差押をし、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

第二百三条を次のように改める。

第二百三条 削除

第二百三条第一項各号列記以外的部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督査をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第二百四十四条第三項中「第二百五十三条第一項」を「第二百五十三条第五項」に改め、同項各号を削る。

第二百五十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百五十三条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二

項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同項を同条第六項とし、同項を「第七項」に改め、同項を同条第七項と同項とし、同项又は第三項の規定により訴を提

出する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が到達しないことを含む)を理由としてする異議の申立(前条第七項の規定により異議の申立に対する期間を経過したものを除く)は、同項の規定にかかる徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る狩猟者税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をし、その差押があつたことを知つた日(その通知がないときは、わらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない)は、同項の規定にかかる徴税吏員は、當該狩猟者税に係る地方団体の徴収金につき、公示送達の方法により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で國税徴収法第六十条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金を差し押さなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る狩猟者税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が線上徴収に係る告知により指定された納期限までに金を完納しないとき。

三 滞納者税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納稅義務者又は保証人に

ついて前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

第二百五十三条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関する

項又は第三項の規定により訴を提

出する十日を経過した日までに、督促については、これに關する通

知が到達しないことを含む)を理

由としてする異議の申立(前条第

七項の規定により異議の申立に対する期間を経過したも

のを除く)は、同項の規定にかかる徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、わらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない)は、同項の規定にかかる徴税吏員は、當該狩猟者税に係る地方団体の徴収金につき、公示送達の方法により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で國税徴収法第六十条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金を差し押さなければならない。

二 不動産等についての差押をし、その差押があつたことを知つた日(その通知がないときは、わらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない)は、同項の規定にかかる徴税吏員は、當該狩猟者税に係る地方団体の徴収金につき、公示送達の方法により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で國税徴収法第六十条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金を差し押さなければならない。

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 挿価財産の買受代金の納付の期限

二 不動産等についての差押をし、その差押があつたことを知つた日(その通知がないときは、わらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、これができない)は、同項の規定にかかる徴税吏員は、當該狩猟者税に係る地方団体の徴収金につき、公示送達の方法により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で國税徴収法第六十条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金を差し押さなければならない。

四 插価代金等の配当 插価代金の買受代金の納付の期限

二 不動産等についての差押をし、その差押があつたことを知つた日(その通知がないときは、わらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、これができない)は、同項の規定にかかる徴税吏員は、當該狩猟者税に係る地方団体の徴収金につき、公示送達の方法により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で國税徴収法第六十条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金を差し押さなければならない。

五 動産等の交付期日

二 不動産等についての差押をし、その差押があつたことを知つた日(その通知がないときは、わらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、これができない)は、同項の規定にかかる徴税吏員は、當該狩猟者税に係る地方団体の徴収金につき、公示送達の方法により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で國税徴収法第六十条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金を差し押さなければならない。

六 前各項に定めるもののその他狩猟者税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるとき

の他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特別法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、

同項中「前条第七項の規定により

異議の申立をする」とあるのは、

「行政事件訴訟特別法第五条第一

項又は第三項の規定により訴を提

る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第二百八十五条の次に次の二条を加える。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

第二百八十五条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を理由としてする異議の申立てする場合は、道府県知事がその異議の申立てについて異議の申立てがあるときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立てについて異議の申立てがあるときは、この限りでない。

(差押動産等の搬出及び換価の制限)

第二百八十五条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による実却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立てを認めることを明示しなければならない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、

その差押があつたことを知つた日)から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立てに対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立てをする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分について次の各号に掲げる処分に欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を理由として滞納処分について異議の申立てがあるときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立てについて異議の申立てがあるときは、この限りでない。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立てに係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立ての決定には、処分が違法であること及び異議の申立てを認めることを明示しなければならない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、

命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立てをしたときは、その異議の申立ての係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

2 前項の規定は、異議の申立てに対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3 第二百八十五条の四 第二百八十五条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立てがあった場合において、その処分は違法であるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立てを棄却することができる。

一 その異議の申立てに係る処分に續いて行われるべき処分(以下本号において「後行処分」という。)

がすでに行われている場合において、その異議の申立てに係る処分に續いて行われるべき処分(以下本号において「後行処分」という。)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立てに係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立ての決定には、処分が違法であること及び異議の申立てを認めることを明示しなければならない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、

答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第二百八十五条第六項の場合において、国税徴収法第百四十二条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

2 第二百八十六条第一項から第三項までを次のように改める。

道府県法定外普通税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 紳税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立てに係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立ての決定には、処分が違法であること及び異議の申立てを認めることを明示しなければならない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、

第三百二十九条第二項中「第十六
条の六」を「第十五条の三」に改め、
同条第三項を削り、同条第四項を同
条第三項とする。

第三百三十一条第九項中「第二項」
を「第七項」に、「第七項」を「第十二
項」に改め、同項を同条第十四項と
し、同条第八項中「第一項」を「第一
項から第六項まで」に改め、同項を同
条第十三項とし、同条第七項を同
条第十二項とし、同条第六項中「第
二項」を「第七項」に改め、同項を同
条第十一項とし、同条第五項を同
条第十項とし、同条第四項中「第二項」
を「第七項」に改め、同項を同条第九
項とし、同条第三項を同条第八項と
し、同条第二項中「前項」を「前六項」
に改め、同項を同条第七項とし、同
条第一項を次のように改める。

市町村民税に係る滞納者が次の
各号の一に該当するときは、市町
村の徴税吏員は、当該市町村民税
に係る地方団体の徴収金につき、
滞納者の財産を差し押さえなければ
ならない。
一 滞納者が督促を受け、その督
促状を発した日から起算して十
日を経過した日までにその督促
に係る市町村民税に係る地方団
体の徴収金を完納しないとき。
二 滞納者が線上徴収に係る告知
により指定された納期限までに
市町村民税に係る地方団体の徴
収金を完納しないとき。

2 第二次納稅義務者又は保証人に
ついて前項の規定を適用する場合
には、同項第一号中「督促状」と
あるのは、「納付又は納入の催告
書」とする。

3 市町村民税に係る地方団体の徴
収金の納期限後第一項第一号に規
定する十日を経過した日までに、
督促を受けた滞納者につき第十三
条の二第一項各号の一に該当する
事実が生じたときは、市町村民の徴
稅吏員は、直ちにその財産を差し
押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手
続が行われた場合には、市町村民の
徴稅吏員は、執行機関に対し、滞
納に係る市町村民税に係る地方団
体の徴収金につき、交付要求をし
なければならない。

5 市町村の徴稅吏員は、第一項か
ら第三項までの規定により差押を
することができる場合において、
滯納者の財産で国税徵收法第八十
六条第一項各号に掲げるものにつ
き、すでに他の地方団体の徴収金
若しくは國稅の滯納処分又はこれ
らの滯納処分の例による処分によ
る差押がされているときは、当該
財産についての交付要求は、参加
差押によりすることができる。

2 前項の規定は、異議の申立に對
する決定を経ることにより著しい
損害を生ずるおそれがあるときそ
の他正当な理由がある場合におけ
る行政事件訴訟特例法第二条ただ
は、前各項に定めるものその他市町
村民税に係る地方団体の徴収金の
滯納処分については、國稅徵收法

に規定する滞納処分の例による。

第三百三十一条の次に次の三条を
ついて前項の規定を適用する場合

には、同項第一号中「督促状」と
あるのは、「納付又は納入の催告
書」とする。

3 市町村民税に係る地方団体の徴
収金の納期限後第一項第一号に規
定する十日を経過した日までに、
督促を受けた滞納者につき第十三
条の二第一項各号の一に該当する
事実が生じたときは、市町村民の徴
稅吏員は、直ちにその財産を差し
押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手
続が行われた場合には、市町村民の
徴稅吏員は、執行機関に対し、滞
納に係る市町村民税に係る地方団
体の徴収金につき、交付要求をし
なければならない。

5 市町村の徴稅吏員は、第一項か
ら第三項までの規定により差押を
することができる場合において、
滯納者の財産で国税徵收法第八十
六条第一項各号に掲げるものにつ
き、すでに他の地方団体の徴収金
若しくは國稅の滯納処分又はこれ
らの滯納処分の例による処分によ
る差押がされているときは、当該
財産についての交付要求は、参加
差押によりすることができる。

2 前項の規定による異議の申立の
理由を明示しなければならない。
3 第一項の規定は、市町村に對す
る損害賠償の請求を妨げない。

4 市町村民税の納稅者又は特別徵
稅義務者が滞納処分の執行を免か
れる目的でその財産を隠蔽し、損
壊し、市町村の不利益に処分し、
又はその財産に係る負担を偽つて
増加する行為をしたときは、その

納稅者又は特別徵收義務者の財産を占有する第三者が納稅者又は特別徵收義務者に納付された金額を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

情を知つて前二項の行為につき
納稅者若しくは特別徵收義務者はその財産を占有する第三者の相
方となつた者は、二年以下の懲
役若しくは三十万円以下の罰金に
処し、又はこれを併科する。

第三百三十三条の見出し中「検査
告」を「検査拒否等」に改め、同条
一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、
十円以下の罰金に処する。

一 第三百三十二条第六項の場合
において、国稅徵收法第四百四
一条の規定の例によつて行う市
町村の徵稅吏員の質問に対しても
答弁をせず、又は偽りの陳述を
した者

一 第三百三十二条第六項の場合
において、國稅徵收法第四百四
一条の規定の例によつて行う市
町村の徵稅吏員の帳簿若しくは
書類の検査を拒み、妨げ、若し
くは忌避し、又はその帳簿若し
くは書類で偽りの記載をしたも
のを呈示した者

第三百三十五条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「交付を求める」を「交付を求める」とする。同条第十一項とし、同条第四項中「第二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項を同条第十三項とし、同条第六項中「第二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項を同条第八項中「第一項」を「第一項から第五項まで及び第七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第六項中「第二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「第二項」を「第八項」に改め、同項を削る。

同条第十項とし、同条第三項を同条
第九項とし、同条第二項中「前項」を
「第一項から第五項まで及び前項」に
改め、同項を同条第八項とし、同条
第一項を次のように改める。

固定資産税に係る滞納者が次の
各号の一に該当するときは、市町
村の徵稅吏員は、当該固定資産税
に係る地方團体の徵取金につき、
滞納者の財產を差し押さなければ
ならない。

一 滞納者が督促を受け、その督
促状を発した日から起算して十
日を経過した日までにその督促
に係る固定資産税に係る地方團
体の徵取金を完納しないとき。
二 滞納者が繰上徵取に係る告知
により指定された納期限までに
固定資産税に係る地方團体の徵
取金を完納しないとき。

3 固定資産税に係る地方團体の徵
取金の納期限後第一項第一号に規
定する十日を経過した日までに、
督促を受けた滞納者につき第十三
条の二第一項各号の一に該当する
事実が生じたときは、市町村の徵
稅吏員は、直ちにその財產を差し
押えることができる。

4 滯納者の財産につき強制換算手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十一条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 第三百六十四条第三項の規定によつて徴収する固定資産税について滞納処分をする場合においては、当該固定資産について第三百八十九条第一項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

7 前各項に定めるものその他固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。第三百七十三条の次に次の三条を加える。

(滞納処分に関する異議の申立て等の期限の特例)

第三百七十三条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関する

Digitized by srujanika@gmail.com

3 第一項第三号に掲げる処分に関する規定
し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立てがあつたときは、滞納処分は、施行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立てにつき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押動産等の搬出及び換価の制限)

三百七十三条の三 国税徴収法第五百八十二条第二項の規定による引渡しを受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立てをしたときは、その異議の申立ての係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

三百七十三条の四 第三百七十三条规定による異議の申立てをしたときは、その異議の申立ての係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

三百七十四条第一項から第三項までを次のように改める。

固定資産税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽りて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき本号において「後行処分」とい

う。)がすでに行われている場合において、その異議の申立てに係る処分の違法が軽微なものであつたときは、滞納処分は、施行することができる。ただし、市町村長がその異議の申立てにつき理由がないと認めるときは、この限りでない。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立てに係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立ての決定には、処分が違法であること及び異議の申立てを棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

三百七十三条第七項の場合において、国税徴収法第四百四十九条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対しても答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第三百七十三条第七項の場合において、国税徴収法第四百四十九条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

三百七十六条を次のように改める。

第三百七十六条 削除

第三百七十七条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納者又はその財産を占有する第

三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百七十五条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

第四百五十七条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四百五十九条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項を同条第七項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

第三百七十六条を次のように改め

第三百七十六条を次のように改める。

があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第4百四十五条の二第四項中「第十八項」を「第十七条の四」に改める。

第四百五十一条第三項中「第四百五十九条第一項」を「第四百五十九条第六項」に改める。

第四百五十七条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四百五十九条第九項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項を同条第七項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

第三百七十六条を次のように改める。

六〇〇

日を経過した日までにその督促に係る軽自動車税に係る地方団体の徵収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに軽自動車税に係る地方団体の徵収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに軽自動車税に係る地方団体の徵収金を完納しないとき。

二 第二次納稅義務者又は保証人に取金を完納しないとき。

第五百十一条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、

十万円以下の罰金に処する。

第五百九条第六項の場合にお

いて、国税徴収法第一百四十二条

の規定の例によつて行う市町村

の徴税吏員の質問に対し答弁

をせず、又は偽りの陳述をした

者

二 第五百九条第六項の場合にお

いて、国税徴収法第一百四十二条

の規定の例によつて行う市町村

の徴税吏員の帳簿若しくは書類

の検査を拒み、妨げ、若しくは

忌避し、又はその帳簿若しくは

書類で偽りの記載をしたもの

を示した者

第五百十二条を次のように改める。

第五百十二条 削除

第五百十三条第一項各号列記以外

の部分中「督促状の指定期限」を「督

促状を発した日から起算して十日を

経過した日」に、「左の各号の一に該

当する場合」を「公示送達の方法によ

り督促をした場合」納入金又は税金

を滞納したことについてやむを得な

い理由があると認める場合」に改め、

同項各号を削る。

五百一十五条第三項中「第五百

四十二条第一項」を「第五百四十二条

第六項」に改める。

第五百三十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五百四十二条第一項中「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項」

から第六項までに改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第一項」

を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、

同条第二項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項各号を次のように改める。

二 第五百九条第六項の場合にお

いて、国税徴収法第一百四十二条

の規定の例によつて行う市町村

の徴税吏員の帳簿若しくは書類

の検査を拒み、妨げ、若しくは

忌避し、又はその帳簿若しくは

書類で偽りの記載をしたもの

を示した者

第五百十二条を次のように改める。

第五百十二条 削除

第五百十三条第一項各号列記以外

の部分中「督促状の指定期限」を「督

促状を発した日から起算して十日を

経過した日」に、「左の各号の一に該

当する場合」を「公示送達の方法によ

り督促をした場合」納入金又は税金

を滞納したことについてやむを得な

い理由があると認める場合」に改め、

同項各号を削る。

五百一十五条第三項中「第五百

四十二条第一項」を「第五百四十二条

第六項」に改める。

2 第二次納稅義務者又は保証人に

ついて前項の規定を適用する場合

には、同項第一号中「督促状」とあ

るのは、「納付の催告書」とする。

第五百四十二条の二 滞納処分につ

いて次の各号に掲げる処分に関する

の期限の特例

第五百四十二条の次に次の三条を

加える。

(滞納処分に関する異議の申立等

の期限の特例)

第五百四十二条の二 滞納処分につ

いて次の各号に掲げる処分に関する

の期限の特例

異議の申立をする」とあるのは、行政事件訴訟特別法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

第五百四十二条の二 滞納処分につ

いて次の各号に掲げる処分に関する

の期限の特例

第六百九十八条 削除

第六百九十九条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を

「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金又は納入金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第七百条の八第四項中「第七百条三十八第一項」を「第七百条三十八第六項」に改め、同項各号を削る。

第七百条の二十一第一項中「政令で定めるところにより」の下に「第十六条第一項各号に掲げる」を加え、同条第二項を次のように改める。

第七百条の二十一第一項中「政令で定めるところにより」の下に「第十六条第一項各号に掲げる」を加え、同条第二項を次のように改める。

第七百条までの規定は前項の規定による。徴収猶予について、第十一條、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項、第十六条の二第一項及び第二項並びに第十九条の規定は前項の規定による担保について適用する。

第七百条の二十一第七項中「第八条」を「第十七条の四」に改める。第七百条の三十六第一項ただし書中「繰上徴収をする場合」の下に「又は第七百条の十六第三項（第七百条の十九第四項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する場

合」を加え、同条第一項を削り、同

条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七百条の三十八第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第一項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第一項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を次のように改める。

第七百条の三十八の二 滞納処分の期限の特例

第七百条の三十八の二 滞納処分に

ついて次の各号に掲げる処分に関する

第七百条の三十八の二第一項各号の一に該当する

事実が生じたときは、道府県の徴

税吏員は、直ちにその財産を差し

押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手

続が行われた場合には、道府県の

徴税吏員は、執行機関に対し、滞

納に係る軽油引取税に係る地方团

に係る地方団体の徴収金につき、

滞納者の財産を差し押さえなければ

ならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項か

ら第三項までの規定により差押を

することができる場合において、

滞納者の財産で国税徴収法第八十

六条第一項各号に掲げるものにつ

き、すでに他の地方団体の徴収金

若しくは国税の滞納処分又はこれ

七百条の十九第四項において準

用する場合を含む。)の規定によ

る徴収に係る告知により指定さ

れた納期限までに軽油引取税に

係る地方団体の徴収金を完納し

ないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人に

ついて前項の規定を適用する場合

には、同項第一号中「督促状」とあ

るのは、「納入又は納付の催告書」

とする。

3 軽油引取税に係る地方団体の徴

収金の納期限後第一項第一号に規

定する十日を経過した日までに、

督査を受けた滞納者につき第十三

条の二第一項各号の一に該当する

事実が生じたときは、道府県の徴

税吏員は、直ちにその財産を差し

押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手

続が行われた場合には、道府県の

徴税吏員は、執行機関に対し、滞

納に係る軽油引取税に係る地方团

に係る地方団体の徴収金につき、

滞納者の財産を差し押さえなければ

なければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項か

ら第三項までの規定により差押を

することができる場合において、

滞納者の財産で国税徴収法第八十

六条第一項各号に掲げるものにつ

き、すでに他の地方団体の徴収金

若しくは国税の滞納処分又はこれ

らの滞納処分の例による処分によ

る差押がされているときは、当該

財産についての交付要求は、参加

差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他軽油

引取税に係る地方団体の徴収金の

滞納処分については、国税徴収法

に規定する滞納処分の例による。

第七百条の三十八の次に次の三条

を加える。

(滞納処分に関する異議の申立等

の期間の特例)

第七百条の三十八の二 滞納処分に

ついて次の各号に掲げる処分に関する

第七百条の三十八の二第一項各号の一に該当する

事実が生じたときは、道府県の徴

税吏員は、直ちにその財産を差し

押えることができる。

7 前項の規定は、異議の申立に対

する決定を経ることにより著しい

損害を生ずるおそれがあるとき

の他正当な理由がある場合におけ

る行政事件訴訟特例法第二条だ

し書の規定による訴の提起につ

いて準用する。この場合において

、同項中「前条第七項の規定に

より異議の申立をする」とあるの

は、「行政事件訴訟特例法第五条

第一項又は第三項の規定により訴

を提起する」と読み替えるものと

する。

3 第一項第三号に掲げる処分に關

四 換価代金等の配當 換価代金

等の交付期日

の差押がされているときは、当該

財産についての交付要求は、参加

差押によりすることができる。

2 前項の規定は、異議の申立に対

する決定を経ることにより著しい

損害を生ずるおそれがあるとき

の他正当な理由がある場合におけ

る行政事件訴訟特例法第二条だ

し書の規定による訴の提起につ

いて準用する。この場合において

、同項中「前条第七項の規定に

より異議の申立をする」とあるの

は、「行政事件訴訟特例法第五条

第一項又は第三項の規定により訴

を提起する」と読み替えるものと

する。

3 第一項第三号に掲げる処分に關

し欠陥があること(第一号に掲げ

る処分については、これに関する

通知が到達しないことを含む)を

し欠陥があること(第一号に掲げ

る処分については、これに関する

通知が到達しないことを含む)を

し欠陥があることを理由として滞

納処分について異議の申立があつ

たときは、滞納処分は、続行する

ことができる期間を経過した

ものを除く。)は、同項の規定にか

わらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手

昭和三十六年三月十八日 衆議院会議録第二十七号(その二) 地方税法の一部を改正する法律案

属する時は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第七百条の二、第三項第三号に掲げる三十八の二、第三項第三号に掲げる三十九の二、第三項第三号に掲げる三十九の二に該当する異議の申立がて滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合には該当するときは、道府県知事は、その異議の申立てを察知することができる。

一 その異議の申立てに係る処分に統じて行われるべき処分(以下本号において「後行処分」といふ。)がすでに行われている場合において、その異議の申立てに係る処分が堅硬なものであるから、その後行処分に影響を及ぼす。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立てに係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立てに係る決定には、処分が違法であること及び異議の申立てを棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第七百条の三十九第一項から第三項までを次のように改める。

軽油引取税の特別徴収義務者又は納稅者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠匿し、損壊し、道府県の不利益に処分して増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者又は納稅者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者又は納稅者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納稅者又はその財産を占有する第三者の相手となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百条の四十の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、

10万円以下の罰金に処する。

一 第七百条の三十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十二条の規定の例によつて行う

道府県の徴収吏員の質問に対し答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百条の三十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十二条の規定の例によつて行う

道府県の徴収吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものと表示した者

第七百条の四十一を次のように改める。

第七百条の四十一 削除

第七百条の四十二第一項各号別記以外の部分中「督促状の定期限」を

六月に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「前項」を「前

六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改め

二 第七百条の三十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十二条の規定の例によつて行う

道府県の徴収吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の

財産を差し押さえなければならぬ。

三 情を知つて前二項の行為につき

特別徴収義務者若しくは納稅者又

はその財産を占有する第三者の相

手となつた者は、二年以下の懲

役若しくは三十万円以下の罰金に

処し、又はこれを併科する。

第七百条の四十の見出し中「検査

拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

二 第七百条の五第三項中「第七百

一条の十八第一項」を「第七百一条の十八第六項」に改める。

三 第七百条の十六第二項を削り、

同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

四 第七百一条の十八第九項中「第二

項」を「第七項」に改め、「第七項」を「第十

二項」に改め、同項を同条第十四項

とし、同条第八項中「第一項」を「第

二項」を「第七項」とし、同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第七項とする。

三 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促

を受けた滞納者につき第十三条の

二第一項各号の一に該当する事実

同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条

六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改め

二 第七百条の三十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十二条の規定の例によつて行う

道府県の徴収吏員は、執行機関に対し、滞

納に係る入湯税に係る地方団体の

徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴収吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、

六月を経過した日」に、「次の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方

法により督促をした場合、納入金又は税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

6 前各項に定めるものその他の入湯

税に係る地方団体の徴収金の滞納

処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第七百一条の十八の次に次の三条を加える。

6 前各項に定めるものその他の入湯

税に係る地方団体の徴収金の滞納

処分については、国税徴収法に規

定する滞納処分の例による。

第七百一条の十八の二、三の三條

(滞納処分に関する異議の申立て等の期限の特例)

第七百一条の十八の二、三の三條

について次の各号に掲げる処分に

し欠陥があること(第一号に掲げ

る処分については、これに関する

通知が到達しないことを含む。)を

が生じたときは、市町村の徴収吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴収吏員は、執行機関に対し、滞

納に係る入湯税に係る地方団体の

徴収金につき、交付要求をしなければならない。

たときは、滞納処分は、続行する
ことができる。ただし、市町村
長がその異議の申立につき理由が
ないと認めるときは、この限りで
ない。
(差押動産等の搬出及び換価の制
限)
第七百一条の十八の三 国税徵收法
第五十九条第二項の規定の例によ
る引渡しの命令を受けた第三者が、
その命令に係る財産が滞納者の所
有に属していないことを理由とし
て、その命令につき異議の申立を
したときは、その異議の申立の係
属する場合は、当該財産の搬出又は
換価をすることができない。
(不動産等の充却決定等の取消の
制限)
第七百一条の十八の四 第七百一条
の十八の二第一項第三号に掲げる
処分に欠陥があることを理由とし
て滞納処分に関する異議の申立が
あつた場合において、その処分は
違法ではあるが、次に掲げる場合
に該当するときに、市町村長は、
その異議の申立て棄却することが
できる。
一 その異議の申立てに係る処分に
統一して行われるべき処分(以下
本号において「後行処分」とい
う。)がすでに行われている場合
において、その異議の申立てに係
る処分の違法が軽微なものであ
り、その後行処分に影響を及ぼす

二 搢価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立てに係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

3 前項の規定による異議の申立ての棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立てを棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第七百一条の十九第一項から第三項までを次のように改める。

入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の一懲役若しくは五十万以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときは、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百一十二条の二十の見出し「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十二条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十二条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第七百一条の二十一を次のように改める。

第七百一条の二十一 削除

第七百一条の二十二第一項各号記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「次の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促した場合、納入金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第七百二条の七第一項中「第十八条」を「第十七条の四」に改め、「若然」は充當加算金を削る。

第七百六条の二第二項中「第十七条」

第七百七十三条第三項中「第七百二十一
八条第一項」を「第七百二十八条第七
項」に改める。

第七百二十六条第二項を削り、同
条第三項中「第一項」を「前項」に改
め、同項を同条第二項とする。

第七百二十八条第九項中「第二項」
を「第八項」に、「第七項」を「第十三
項」に改め、同項を同条第十五項と
し、同条第八項中「第一項」を「第一
項から第五項まで及び第七項」に改
め、同項を同条第十四項とし、同条
第七項を同条第十三項とし、同条第
六項中「第二項」を「第八項」に改め、
同項を同条第十二項とし、同条第五
項を同条第十一項とし、同条第四項
中「第二項」を「第八項」に改め、同項
を同条第十項とし、同条第三項を同
条第九項とし、同条第二項中「前項」
を「第一項から第五項まで及び前項」
に改め、同項を同条第八項とし、同
条第一項を次のように改める。

水利地益税等に係る滞納者が次
の各号の一に該当するときは、地
方団体の徴税吏員は、当該水利地
益税等に係る地方団体の徴収金に
つき、滞納者の財産を差し押さな
ければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督
促状を発した日から起算して十
日を経過した日までにその督促
に係る水利地益税等に係る地方

て答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百二十八条第七項の場合

において、国税徵収法第百四十一条の規定の例によつて行う地方団体の徵稅吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたもの

を呈示した者

第七百三十二条を次のように改め

第七百三十二条 削除

第七百三十二条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金又は納入金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条、附則第八条第一項及び第二項並びに附則第十一項の規定は、公布の日から施行す

(旧法に基く处分又は手続の効力)

第二条 この法律(前条ただし書に

係る部分を除く。以下同じ。)の施行前にこの法律による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)及びこれに基く命令(条例及びこれに基づく規則を含む。)の規定によつてした通知、告知、督促、滞納処分、徵収猶予、担保の徵取若しくは滞納処分の執行の停止又は申告、申請、納付若しくは納入の委託若しくは異議の申立その他処分又は手続は、この附則に別段の定があるものを除き、この法律による改正後の地方税法(以下「新法」という。)及びこれに基く命令(条例及びこれに基く規則を含む。)の相当規定によつてした相当の処分又は手続とみなす。

(相続があつた場合の納稅義務及び徵収の手續に関する経過措置)第三条 新法第九条の規定は、この法律の施行後に相続があつた場合について適用し、この法律の施行前に相続があつた場合における被相続人の納稅義務の承継については、なお従前の例による。

第四条 新法第十一項、第十

二 新法第九条の二第四項の規定

は、この法律の施行後に同項に規定する処分がされた場合について適用する。

(第二次納稅義務に関する経過措置)

第五条 新法第十三条の三及び第十

四の四の規定は、木材引取税若しくは軽油引取税が課される素材若しくは軽油又はその引取等に対する新法第十三条の三第四項に規定する地方税が課される物件がこの法律の施行後に強制換価手続により換価される場合について適用する。

(地方税と他の債権との調整に関する経過措置)

第六条 新法第十四条の七、第十四

条の九から第十四条の十一まで、第十四条の十三から第十四条の十五まで及び第十四条の二十の規定

は、この法律の施行後に強制換価手続による配当手続が開始されている場合における地方団体の徵収金と他の債権との調整について

は、なお従前の例による。

第七条 新法第十四条の十六から第十四

条の十九までの規定は、この法律

びに第十二条の二第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後に滞納となつた地方団体の徵収金について適用し、この法律の施行前に滞納となつてゐる地方団体の徵収金に滞納に係る第二次納稅義務の額及びこれを課する手続については、

なお従前の例による。

(施行日前に期限が到来する徵収猶予の期限の延長の特例)

第七条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間

に旧法第十六条の二第一項又は第二項の規定による徵収猶予の期限が到来する地方団体の徵収金につ

いて、その納稅者は特別徵収義務者がその猶予を受けた地方団体の徵収金をその猶予を受けた期間内に納付し、又は納入することが認められるときは、地方団体の

長は、すでにその者につき徵収を猶予した期間を通じて二年以内に限り、その期限を延長することができる。

一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をするこ

とに比して、滞納に係る地方団体の徵収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる地方団体の徵収金の徵収上有利であるとき。

三 この法律の施行前に旧国

稅徵収法第十二条ノ二の規定によ

る滞納処分の執行の猶予とみな

す。

第八条 この法律の公布の日からこ

の法律の施行の日の前日までの間

において、滞納者で次の各号の一

の施行後に納稅者若しくは特別徵収義務者が譲渡し、又は仮登記をした財産について適用する。

3 新法第十四条の十八の規定は、手形その他政令で定める財産については、当分の間、適用しない。

(施行日前に期限が到来する徵収猶予の期限の延長の特例)

第七条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間

に旧法第十六条の二第一項又は第二項の規定による徵収猶予の期限が到来する地方団体の徵収金につ

いて、その納稅者は特別徵収義務者がその猶予を受けた地方団体の長は、その者の納付し、又は納入すべき地方団体の徵収金につき滞納処分による財産の公売又は売却を猶予することができるものとし、その者につき旧國稅徵収法第八条後段に規定する事由があるときは、その猶予をした地方税に係る延滞金額及び延滞加算金額を免除することができます。

一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をするこ

とに比して、滞納に係る地方団体の徵収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる地方団体の徵収金の徵収上有利であるとき。

三 この法律の施行前に旧國

稅徵収法第十二条ノ二の規定によ

る滞納処分の執行の猶予とみな

す。

第八条 この法律の公布の日からこ

の法律の施行の日の前日までの間

において、滞納者で次の各号の一

の施行前に旧法第十六条の二第一項又は第二項の規定による徵収の猶予とみなす。

(施行日前の公売等の猶予及び延滞金額等の免除の特例等)

第八条 この法律の公布の日からこ

の法律の施行の日の前日までの間

において、滞納者で次の各号の一

の施行前に旧國稅徵収法第十二条ノ二の規定によつてし

た滞納処分の執行の猶予は、新法第十五条の五の規定による差押財産の換価の猶予とみなす。

(還付金に関する経過措置)

第九条 新法第十七条の二第三項の規定は、この法律の施行後に同項に規定する充當をするに適する」ととなつた過誤納金に関する還付金について適用する。

2 この法律の施行前に過誤納金その他の地方団体の徴収金に関する還付金に係る請求権につき新法第十七条の四第二項第二号又は第三号に規定する差押又は仮差押がされてゐるときは、この法律の施行の日にその差押又は仮差押がされたものとして、これらの規定を適用する。

(書類の送達に関する経過措置)

第十一条 新法第二十条第四項及び第五項の規定は、この法律の施行後に発送する書類について適用し、この法律の施行前に発送した書類については、なお從前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第二十二条の規定により公示送達を開始した書類の送達については、なお從前の例による。

(期限の特例に関する経過措置)

第十二条 昭和三十四年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間ににおいて、旧法又はこれに基づく

く条例の規定により定められて

いる期限(政令で定める期限を除く)が民法第一百四十二条に規定する休日で該当するときは、旧法又は当該条例の規定にかかわらず、その休日の翌日を当該期限とみなす。

なす。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例に関する経過措置)

第十五条 滞納処分に関する異議の申立は当該条例の規定にかかわらず、その休日の翌日を当該期限とみなす。

(第三者的納付又は納入による代位に関する経過措置)

規定によつてした異議の申立とみる。この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録税法の一部改正)

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(港湾税法の一部改正)

第十九条 登録税法(明治二十九年法律第二十号)の一部を次のよう改訂する。

第四十四条の三第二項中「第十四年法律第一号」による改正前の地方税法の規定により滞納処分に係る異議の申立をすることができる日」とする。

第十九条第三号ノ二中「第十六条の三第一項(同法第二百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第二項、第十六条の七第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を「第十六条第一項(第百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第二項、第十六条の七第一項(第百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」と改める。

(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正)

第二十二条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)の一部を次のように改訂する。

第八条第二号中「國稅徵收法第百五十九条第一項」の下に「又は地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十六条の四第一項」を加える。

(不動産登記法の一部改正)

第十七条 新法第十五条の三の規定は、法人のこの法律の施行後に終了する事業年度分の道府県民稅若しくは市町村民稅の法人稅割又は

第二十九条ただし書中「國稅徵收法第二十三条第一項」の下に「又ハ地方稅法第十四条の十七第一項」を加え、「同条第二項」を「國稅徵收法第二十三条第一項又ハ地方稅法第十四条の十七第一項」に改める。

第二十条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次条の六に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第二十三条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第七十八条中「第十条第三項及び第四項、第十六条、第十六条の八、第十九条、第二十条並びに第二十二条を「第九条、第十三条の二、第二十条、第二十条の二及び第二十条の四」に改める。

第七十九条第一項及び第二項中「第十六条第一項」を「第十三条第二項」に改める。

第八十条第一項中「第十六条第一項各号（第三号を除く。）」を「第十三条の二第一項各号」に改める。

理由

国税徴収法の改正と対応して、私法秩序との調整を図りつつ、地方税収入を確保することを基本とし、地方税と抵当権等により担保される私債権とが競合した場合における私債権の地位を改善するとともに、国税徴収法の規定の例によることにより、差押、換価、配当等の手続の整備改善、関係者の保護、差押禁止財産の範囲の拡張等を図るほか、納税の猶予に関する要件を緩和する等地方税の徴収制度の合理化を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十四年三月十八日 衆議院会議録第二十七号(その二)

六一四

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価	一部十五円
(但し販賣紙社二十四年三月三十日)	郵送料共
発行所	
東京都新宿区市谷本町一五 大藏省印刷局 電話九段西三一五四四四	印 刷 局